

令和 8 年度

(2 0 2 6)

事 業 計 画 書

社会福祉法人 昭壽会

項 目	頁	項 目	頁
本 部	1	(6) 社会活動参加支援	2 1
1. 法人基本理念	1	(7) 相談及び援助	2 2
2. 法人経営事業概要	1	(8) 建物設備管理計画	2 2
3. 評議員会、理事会等の構成	4	(9) 年間計画	2 3
4. 評議員会、理事会の開催計画	4	(10) スキルアップ研修	2 4
5. 組織図	5	短期入所事業所 あかしや寮	2 5
6. 各事業所職員配置計画	6	日中一時支援事業 あかしや寮	2 6
7. 各事業所利用者状況	8	日中活動支援センターわいわい	2 7
8. 法人中長期計画	8	就労継続支援B型事業わいわい	2 7
9. 本部事業計画	9	1. 基本方針	2 7
(1) 基本方針	9	2. 年度重点目標	2 7
(2) 法人の重点目標	9	3. 利用者支援	2 7
(3) 庶務・経理	1 0	(1) 各作業種目業務計画	2 7
(4) 固定資産管理	1 2	(2) 生活支援	2 8
(5) 人事	1 4	(3) 就労支援	2 8
障害者支援施設 あかしや寮	1 6	(4) 食事提供	2 9
1. 基本方針	1 6	(5) 健康管理	2 9
2. 年度重点目標	1 6	(6) 社会活動参加支援	2 9
3. 利用者支援	1 7	(7) 相談及び援助	2 9
(1) 生活介護・施設入所支援	1 7	(8) 設備備品管理計画	2 9
1) 生活支援	1 7	(9) 防災・危機管理計画	2 9
2) 食事	1 7	(10) 虐待防止・権利擁護	2 9
3) 入浴支援	1 7	(11) 地域交流・地域貢献	2 9
4) 排泄支援	1 7	(12) 年間計画	3 0
5) 身だしなみ支援	1 7	(13) 研修計画	3 0
(2) 自治会支援	1 8	共同生活援助事業所みれハイツ	3 1
(3) 生活機能維持	1 8	1. 基本方針	3 1
(4) 食事提供	1 9	2. 年度重点目標	3 1
(5) 健康管理	2 0	3. 利用者支援	3 1

項 目	頁	項 目	頁
(1) 生活支援	3 1	2 . 虐待・拘束防止委員会	4 4
(2) 食事提供	3 2	3 . 感染対策委員会	4 5
(3) 健康管理	3 2	4 . 安全衛生委員会	4 6
(4) 社会活動参加支援	3 2	5 . 交通安全委員会	4 7
(5) 移動支援の充実（交通不便対	3 2	6 . 広報・地域交流促進委員会	4 8
(6) デジタル技術の導入（服薬・	3 2	7 . 倫理委員会	5 0
(7) B O P（事業継続計画）	3 2	8 . 研修・教育委員会	5 1
(8) 設備備品管理計画	3 2	9 . 福祉サービス向上委員会	5 3
(9) 行事	3 3	1 0 . サステナブル委員会	5 4
放課後等デイサービスキッズハウス	3 4	1 1 . 合理的配慮委員会	5 5
1 . 基本方針	3 4	1 2 苦情解決・ハラスメント	5 6
2 . 年度重点目標	3 4	1 . 苦情解決	5 6
3 . 利用者支援	3 4	2 . ハラスメント対策	5 7
(1) 日中活動	3 4	1 3 . 業務改善委員会	5 8
(2) 余暇活動の充実	3 5	1 4 . 給食委員会	6 0
(3) 安全対策	3 6	福祉サービス事業所役職員	6 2
(4) 虐待防止対策	3 7		
(5) 家族連携	3 7		
(6) 関係機関連携	3 7		
(7) 学校との緊密な連携	3 7		
4 . 利用定員充足と利用率向上	3 7		
5 . 年間計画	3 8		
6 . 研修計画	3 9		
相談支援事業所 あかしや寮	4 0		
1 . 基本方針	4 0		
2 . 年度重点目標	4 0		
3 . 業務計画	4 0		
各委員会活動	4 2		
1 . 安全管理委員会	4 2		

本 部

1. 法人基本理念

『みんなのために、あなたのために、わたしのために』

「福祉に携わる者として、社会参加が思うようにできなかった障害者の生活に寄り添い、共生社会の実現を目指し、豊かな生活をおくる支援と地域福祉の向上に努める」

2. 法人経営事業概要

(1) 実施事業

第一種社会福祉事業
障害者支援施設 あかしや寮 施設入所事業40名 生活介護事業40名 短期入所2名
第二種社会福祉事業
障害者福祉サービス事業 日中活動支援センターわいわい（W A I W A I）多機能型 主たる事業所： 就労支援継続B型事業所 わいわい 20名 従たる事業所： 生活介護事業所 わくわく 10名（休止） 介護サービス包括型共同生活援助事業所（グループホーム） すみれハイツ すみれハイツ5名 クリス6名 ベリー7名 一般障害者相談事業 特別障害者相談支援事業所 あかしや寮 児童福祉法事業 放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ 10名 障害児相談支援事業所 あかしや寮
公益事業
日中一時支援事業 若干名 おいらせ町、三沢市、八戸市、六戸町、五戸町からの委託事業（微々たる事業のため定款には登録せず）
収益事業
な し

(2) 法人の沿革

年 月 日	事 由
昭和 60 年 2 月 26 日 4 月 1 日 4 月 1 日	建物完成 精神薄弱者更生施設あかしや寮開設 心身障害児（者）短期入所事業開始
昭和 61 年 4 月 1 日 4 月 30 日	工作室完成 車庫完成
昭和 62 年 7 月 8 日	温室完成（清水基金助成）
昭和 63 年 1 月 10 日	石鹼製造作業棟完成（丸紅基金助成）
平成 2 年 2 月 28 日	体育館完成
平成 3 年 5 月 31 日	ハウス加温器設置（年賀はがき助成）
平成 7 年 3 月 31 日 10 月 1 日	軽作業班作業棟完成・洗濯棟完成 遊歩道完成
平成 10 年 4 月 1 日	知的障害者更生施設あかしや寮に名称変更（法の改正による） グループホームすみれハイツ開設
平成 11 年 4 月 1 日	心身障害児（者）巡回療育相談など事業開始
平成 15 年 4 月 1 日	支援費制度開始 心身障害児（者）巡回療育相談など事業廃止（制度改正による）
平成 16 年 4 月 1 日	通所部 12 名に増員
平成 18 年 10 月 1 日 12 月 1 日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ開設 すみれハイツ 1 棟定員 5 名（制度改正による） 指定相談事業所 あかしや寮開設
平成 18 年 6 月 30 日	グループホームクリス定員 6 名完成
平成 21 年 8 月 1 日	一体型共同生活援助・共同生活介護事業所 すみれハイツ 定員 11 名に変更（すみれハイツ 5 名 クリス 6 名）

平成 24 年	1 月 3 1 日 3 月 3 1 日 3 月 3 1 日 3 月 3 1 日 4 月 1 日	グループホームベリ一定員 7 名完成 厚生労働省補助金にて自家発電装置設置 県の補助金にて自活訓練棟あかしやハイムを増改修して、日中活動支援センターわいわい（W A I W A I）と改名 知的障害者更生施設あかしや寮廃止 障害者自立支援法に定める新体系事業開始 障害者支援施設あかしや寮 施設入所支援 40 名 生活介護 50 名 日中活動支援センターわいわい（W A I W A I） 就労継続支援 B 型事業 20 名 一体型共同生活援助事業所 すみれハイツ定員 18 名に変更（すみれハイツ 5 名 クリス 6 名 ベリー 7 名）
平成 25 年	3 月 3 1 日 4 月 1 日	一体型共同生活援助事業所すみれハイツ廃止 指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業所あかしや寮認可 介護サービス包括型共同生活援助事業所すみれハイツ認可（制度改正）
平成 27 年	2 月 1 日 2 月 1 日	生活介護事業所わくわく（W a k u W a k u） 定員 10 名開設認可 障害者支援施設あかしや寮生活介護事業 50 名から 40 名に変更認可
平成 29 年	4 月 1 日	改正社会福祉法により、理事 6 ～ 8 名 監事 2 名 評議員 7 ～ 9 名に変更
平成 30 年	1 月 30 日	（仮称）生活訓練棟完成
平成 30 年 10 月	1 日	放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ認可 定員 10 名（生活訓練棟を転用）
令和 元年	6 月	あかしや寮 A 棟側アスファルト舗装道路全面改修工事
令和 2 年		新型コロナウイルス感染対策用ユニットハウス 2 棟設置
令和 3 年	2 月	A 棟・B 棟・管理棟トイレの手洗い蛇口を自動水栓に交換
令和 6 年	1 月	あかしや寮自動給水装置入れ替え工事
令和 7 年	4 月 1 日	生活介護事業所わくわく事業休止

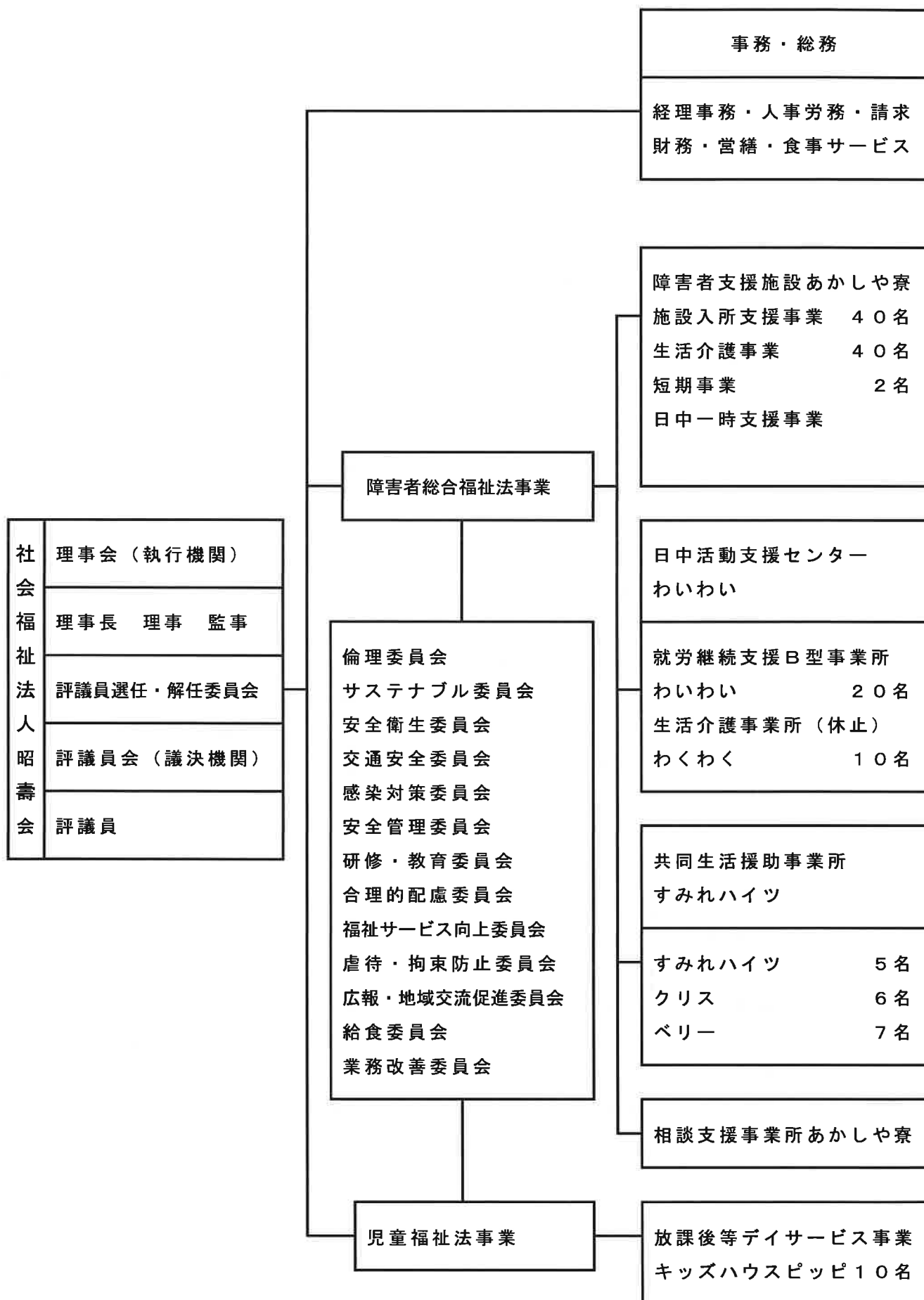
3. 評議員会、理事会等の構成

評議員	理 事	監 事	評議員選任・解任委員
7 名～9 名	6 名～8 名	2 名	4 名

4. 評議員会、理事会の開催計画

(1) 理事会	
第 1 回理事会 (5 月下旬から 6 月上旬頃)	令和 7 年度事業報告案について 令和 7 年度決算報告案について 令和 8 年度第 1 次補正予算案について 定時評議員会の招集の件について
第 2 回理事会 (1 1 月頃)	
第 3 回理事会 (3 月下旬頃)	
(2) 評議員会の開催	
定時評議員会 (6 月下旬頃)	令和 7 年度事業報告案について 令和 7 年度決算報告案について

5. 組織図



6. 各事業所職員配置計画

(1) 障害者支援施設あかしや寮

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者	1		1			
サービスマニャ責任者	1					
生活支援員	19	15	2	2		14
看護師	1	1				
栄養士	1	1				
医師（嘱託医）	1			1		

(2) 就労継続支援B型事業所 わいわい

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管 理 者	1		1			
サービスマニャ責任者	1		1			
職業指導員	1	1		1		1
生活支援員	2	3		3		

(3) 生活介護事業所 わくわく (休止)

(4) 共同生活援助事業所

職種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			0.1
サービス管理責任者	1		1			
生活支援員	1.7		6			1.5
世話人	2			4	1	2.5

(5) 放課後等デイサービス事業所 キッズハウス ピッピ

職種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			0.2
児童発達支援管理者	1	1				1
児童指導員、保育士	2	4		1		

(6) 相談支援事業所 あかしや寮

職種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			0.1
相談支援専門員	1		3			1

7. 各事業所利用者状況

令和8年4月1日

事業所名	あかしや寮		わいわい		すみれハイツ		キッズハウス		相談
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	登録数
入 所	40	40			18	9			23
通 所		6	20	14			10	10	11
短期入所	2								
日中一時									
地 域									2
平均区分	5.3		2.7		3.3		判定無し		
平均年齢	48.5		44.2		54.4		11.7		

8. 法人中長期計画

多様な福祉ニーズに対応できる体制を整え、ガバナンスと法人運営の透明性を高め、地域社会に対して公益性を示し、障害者福祉の担い手としての専門性を発揮し、良質な福祉サービスを安定的、継続的に行う。

(1) 運営方針

- 1) 法人の経営理念に添って事業を推進していく。
- 2) 地域ニーズの調査、ニーズに即した総合的、一体的、効果的なサービスの提供、先駆的事業への挑戦及び社会貢献事業を推進し、公益性を高める。
- 3) 地域住民や社会に対し、広報誌の定期発行やインターネットを活用し、積極的な情報公開を推進し、法人事業の理解を得る。
- 4) 共生型居住モデルの構築を図り、障害者と職員（外国籍含む）が共に暮らす新しい宿舍の運営を通じ、地域における多様な生き方を提示する。
- 5) 施設機能の地域開放のため、入所施設の個室化と生活介護の新築により、入所・通所の垣根を低くし、地域生活支援の拠点としての役割を強化する。

(2) 収支計画

- 1) 施設入所・通所事業所の効率的運営による稼働率の向上で適正利益を確保し、経営基盤の強化を図る。

- 2) 市町村他関係機関及び法人内事業所との連携強化を行い、利用拡大を図る。
- 3) 法人内各施設だけではなく、他法人との連携を図り、グループホームの利用者を増やす。

(3) 人事計画

- 1) 人事制度の見直しを行う。
- 2) 社会福祉士・介護福祉士などの資格取得を支援する。
- 3) 計画的な研修体系の構築及び積極的な参加によりスキルアップを図る。
- 4) 計画的な人事異動ができるように取り組む。
- 5) 外国人技能実習生受け入れ体制の構築。
- 6) 多文化共生と住環境の整備を行い、外国人職員が安心して働けるよう、宿舍を提供するとともに、日本人職員や入居利用者との交流を促進し、職場定着を図る。

(4) 施設設備計画

- 1) 障害者支援施設あかしや寮の施設設備老朽化対策。
- 2) グループホームすみれハイツの施設設備等経年劣化対策。
- 3) 就労継続支援B型事業の活性化を進めるため、販売所の整備。
- 4) 生活介護事業所わくわくの再開に向けた施設建設。
- 5) 入所施設あかしや寮の個室化改修を行い、プライバシーに配慮した個室化を進め、利用者のQOL向上と地域移行へのスムーズなステップアップを支援する。

(5) 財務・資金計画

施設設備整備費積立金の継続的実行により、自主財源の確保・財源基盤の強化を図り、将来の施設設備整備費を確保する。

9. 本部事業計画

(1) 基本方針

- 1) 事業再生と基盤整備のために、生活介護事業所の再開と、就労継続支援B型事業所・放課後等デイサービスの稼働率を上げ、収入増を目指す。
- 2) 外国人介護員の受け入れと、職員・障害者が共に暮らす「共生型宿舍」の着工。
- 3) DX機器の導入による、介護と支援業務の効率化と、記録のデジタル化による支援の透明化を図る。

(2) 法人の重点目標

- 1) 生活介護事業所「わくわく」の再開（令和9年1月31日 更新期限）

新事業所完成と再開申請を令和8年10月までの完工を厳守し、12月中に再開申請を行う。

利用者確保のため、休止期間中の利用者の意向調査と、相談支援事業所を通じた新規利用者の先行募集を行い、再開時からの高稼働率を目指す。

2) 利用者が定員に達せず、収支バランスが悪い状況にある就労継続支援B型事業所・放課後等デイサービスの構造改革を行う。

① 就労継続支援B型事業所は、作業メニューの多角化を図る。地域企業と連携した施設外就労を開拓する。

官公庁や地元企業へ自主製品・サービスの営業を強化し、平均工賃の向上を図る。

② 放課後等デイサービスでは、専門性の特化を行い、近隣事業所との差別化を図るため、認知行動療法による支援等特定の強みを持ったプログラムを行っていることをホームページを活用し、活動内容を可視化する。定員充足率80%以上を目標とする。

3) 人材確保と定着だけではなく、「共生型集合住宅」の建設。

① 外国人材の受け入れは、令和8年度中に2名の採用を行う。日本語学習・生活支援体制を整備する。

② 共生型宿舍の建設（基本設計・着工）外国人職員・日本人職員の宿舍確保による採用力強化を図る。地域移行を希望する障害者の入居区画を設け、自立支援のステップアップの場とする「インクルーシブ・モデル」を実現する。

4) 地域連携・防災・地域に開かれた施設作り。

施設紹介の看板を刷新する。地域イベントへ積極的に参画する。BCPの実効性を高め、災害・感染症発生時の訓練を全事業所で実施し、備蓄体制を整理する。

(3) 庶務・経理

1) 庶務

① 基本方針

インターネット等を積極的に活用し、煩雑な書類作成や業務の効率化を目指す。職員が業務を効率的にこなすためのサポートをし、法人全体の業務を支える役割を担う事を自覚して行動する。

② 重点目標

ア. イレギュラーで突発的な業務にも周りが何を必要としているか先回りして動けるよう、マルチタスクに行動。頼まれたからとやみくもに仕事を進めず、急ぎのもの、そうでないものの優先順位を見極め、正確にこなしていく。

イ. 1日・1か月・1年の業務内容を再確認していき、先を見据えた行動に努める。

ウ. 備品・消耗品は、在庫を台帳や目視でチェックして管理し、過不足の無いように努める。誰かが何かを必要としたときに在庫切れということがないようにする。

③ 業務計画

ア. 近年のデジタル化やペーパーレス化などの流れを受けて、パソコンでの処理が頻回となる。データ入力や書類作成などのパソコンスキルの向上を目指す。

イ. 事務間で、今やるべき業務を確認。期限を決め合い、進捗状況の把握と報告。

ウ. 定期的な在庫管理を実施。

オ. 文書等、どこに何があるかの確認を徹底し、探す時間を削る。

カ. 資金計画の策定を行い、新事業所建設と集合住宅建設という大きな投資が重なるため、「中長期的な資金繰り計画の策定」を業務計画に加え、経営の安定性を担保する。

キ. 補助金を活用し、ＤＸ導入や新築工事、外国人受け入れに関する補助金の獲得を行う。

④ 年間計画

月	法人関係	職員関係
4	創立記念日	辞令交付式・給与支給額決定 福祉医療機構退職共済加入職員届 青森県民間社会福祉事業職員共済事業加入届
5	監事監査・現況報告	
6	定時評議員会・理事会 資産登記	夏期賞与支給 就労継続支援Ｂ型事業所工賃実績報告
7		福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告 障害福祉サービス等情報公開制度提出
8		利用者うちょ定期更新
11	理事会・年賀状準備	
12	お歳暮	冬期賞与・グループホーム転送届提出 ストレスチェック予約
2		廃棄物減免申請
3	理事会・評議員会	

2) 経理

① 基本方針

社会福祉法人新会計基準を遵守し、安定した経営基盤を築くことで、法人運営を継続する。法人の経営状況を確認し、課題の早期発見、早期対応に取り組む。

② 重点目標

透明性の高い健全な法人運営を目指す。物価高騰に対応するため、経費の適正な執行とコスト削減を推進し安定した施設経営を支える。

③ 業務計画

ア. 定期的な月次監査において、当月の売り上げと経費が予算に対してどうなっているのか、分析し報告する。

イ. 請求業務において、返戻・過誤があった場合の未収と入金の確認を行う。

ウ. 物価高騰による緊急性のある助成金は、随時文書を確認し獲得する。

④ 年間計画 毎月会計事務所会計監査

月	
5	決算報告書 財務諸表等提出 各市町村住民税特別徴収税額決定通知書配布（職員）
6	予算執行状況確認
7	公益法人損益計算書提出（税務署）
11	予算執行状況確認
12	年末調整依頼（社会保険労務士）
1	法定調書作成依頼（会計事務所）
3	福祉法人経理ソフト更新手続き 予算実行状況確認

(4) 固定資産管理

1) 基本方針

施設資産の状況を正確に把握し、利用者の安全確保と職員の業務負担軽減を図る。

2) 重点目標

建物、土地、機械、ソフトウェアなど長期間使用する資産の現物状況と会計帳簿上のデータを一致させ、購入から廃棄までの一連の流れを正確に把握する。

3) 業務計画

- ① 故障してからの修繕を減らす。壊れる前に点検し故障等を未然に防ぐ。
- ② 入所施設の老朽化に伴い、ボイラー点検、外壁・屋根点検を行う。
- ③ 就労継続支援B型事業所わいわいの蛍光灯をLEDに交換を検討する。
- ④ 送迎車両買い換え。

4) 年間計画

① 事業所の保守管理

	内 容	担 当	備 考
5	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
8	浄化槽清掃点検	あかしや寮 わいわい	
	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
10	暖房機器点検		
11	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
12	凍結防止対策	各事業所	
3	水質検査	あかしや寮 わいわい	食と水の検査センター
その他	3年毎 建築物定期点検		

② 事業所建物・備品管理

事業所	整備内容
あかしや寮	B棟支援室横居室破損部分補修及び居室床の張り替え
あかしや寮	非常用発電機2か所屋根設置工事
あかしや寮	B棟リビングホール及び廊下床張り替え
あかしや寮	照明用非常発電機設置工事
あかしや寮	浴室脱衣場の壁、床張り替え
あかしや寮	食堂の前のウッドデッキ撤去工事
あかしや寮	ウッドデッキ撤去後のコンクリート土間工事
あかしや寮わいわい	アスファルト舗装面凍害亀裂補修
G H クリス	老朽化に伴うソーラー温水器点検
キッズハウスピッピ	玄関・エントランスタイル貼り替え工事
全事業所	冷暖房機器の点検及び修理・交換
各事業所	蛍光管照明器具のLED照明器具への交換工事

(5) 人事

1) 人材確保

① 基本方針

産業界の賃上げが急加速しており、福祉業界が賃金面で劣勢になっていること、イメージアップや仕事の魅力発信だけでは限界がある。処遇改善の見直しは、引き続き最重要課題と捉え、取り組んでいく。

障がい特性への理解がある人、利用者の気持ちを汲み取り、自立支援・意思決定支援の視点を持てる人材の獲得を目指す。

② 重点目標

ア. 勤務時間や勤務形態等、働き方の多様性を広げることで、障害福祉の人材確保に繋げる。

イ. 全く違う業種からの転職者・外国人介護職員・シニア人材等を受け入れ、人材不足の解消に努める。

③ 業務計画

ア. 未経験の方での応募したくなる情報を伝えられているか、求人票の内容を見直す。

イ. 処遇改善加算等の助成金や補助金は福祉施設にとっては大きな財源になるため、情報を見逃さないように、国・県のホームページ・通知チェックを定期的に行う。

2) 人材育成

① 基本方針

サービスの質を向上させるためには、施設・事業所が人材養成の重要な役割を担っている。福祉ニーズが多様化する中で、持続可能な支援体制を維持するため、障害特性を理解し、個別性に合わせた支援を目指す人材を育成する。

② 重点目標

障害者の生活を支えるために必要な知識・技術を身につけ、専門性を発揮する職員を育成する。

③ 業務計画

ア. 新規採用の促進と既存職員の定着を図る。

イ. 資格取得を目指す職員に対し、研修の情報を提供する。

ウ. 生活支援業務において、職員の質の向上は、利用者の生活の質を守るために欠かせない。伝達研修・内部研修の充実させ、職員のスキルアップに繋げる。

障害者支援施設 あかしや寮

1. 基本方針

(1) 尊厳の保持と意思決定支援の深化

利用者の権利と意思を最優先に尊重し、障害特性に配慮した個別最適化支援を実践する。特に「意思決定支援ガイドライン」に基づき、本人の微細なサインから真のニーズを汲み取り、望む生活の実現に向けた伴走型支援を行う。

(2) 地域生活移行への架け橋とQOLの向上

施設を「終の棲家」とするだけでなく、地域生活への選択肢を広げるハブ機能を強化する。

同時に、施設内でも「生活の質（QOL）」を追求し、本人らしい彩りある暮らしを多職種連携で支える。

2. 年度重点目標

(1) 重度化・高齢化が進む中、安全・安心な生活基盤を堅持しつつ、本人の小さな意思表示を逃さない意思決定支援に基づき、その人らしい表現活動や地域交流を再構築する。

(2) 地域移行推進体制の整備と居住選択支援

「居住選択支援」の視点に基づき、次期計画（第8期）で義務化される地域移行等意向確認に関する体制を先んじて整備する。個々の意向を反映した個別支援計画を策定し、体験利用等の機会を戦略的に創出する。

(3) 強度行動傷害に対する専門的支援と環境調整

強度行動傷害を有する利用者に対し、氷山モデル等のアセスメントを用いた適切な環境調整を継続する。標準的支援の質の底上げを図るため、「基礎研修」「実践研修」の全職員受講を計画的に進める。

(4) 日中活動の多様化と社会参加の促進

高齢化・重度化に配慮しつつ、五感を刺激する創作活動や、地域とつながる生産活動を充実させる。作品展への出展や地域販売を通じ、社会の一員としての役割と達成感を醸成する。

(5) 高齢化・重度化に伴う医療と福祉連携の強化

平均年齢の上昇を考慮し、障害福祉と介護保険制度の柔軟な併用、及び医療機関との密な連携による「健康寿命の延伸」と「終末期ケア」の検討を開始する。

(6) 業務プロセスの再構築

慣習的な業務の「ムリ・ムダ・ムラ」を徹底的に排除し、業務の効率化を図る。
創出された時間を利用者との対面支援に充て、個別性の高いケアを実現する。

3. 利用者支援

(1) 生活介護・施設入所支援

1) 生活支援

起床、就寝、整容、衣類の管理等、その他日常生活全般における必要な支援を行う。
入所生活を通して、規則正しい生活習慣の形成や維持に向け、支援を行う。

規則正しいリズムを基本としつつ、画一的でない「個別の暮らし」を支援する。

2) 食事

- ① 食事形態は、個人の嚥下機能に合わせて個別に調整を行う。高齢化に伴って嚥下機能が低下する利用者も増えている為、食事中の見守りや介助の重要性を理解し、支援に努める。
- ② 積極的に嚥下体操を行い、利用者が安全に食事を楽しむことを大切にする。
- ③ 食事マナーに対する指導を継続的に行い、生活の質の向上に繋げる。
- ④ 嚥下機能の定期的評価に基づき、安全かつ視覚的にも楽しめる食事提供を行う。
高齢化対策として口腔ケアと嚥下体操をルーチン化する。
- ⑤ 誤嚥性肺炎の予防と、食の楽しみの両立を図るため、嚥下機能の低下に対し、多職種と連携した定期的なミールラウンドを実施し、安全かつ食の彩りを重視した食事提供に努める。

3) 入浴支援

- ① 利用者の身体状況、障害特性、健康状態に応じた入浴支援を行う。
- ② プライバシー保護を徹底し、羞恥心に配慮した「待つ支援」を実践する。身体機能の変化に合わせた福祉用具の活用を検討する。
- ③ 転倒による事故や体調変化に注意し、安全確保を最優先とした支援を行う。
- ④ 自立して入浴できる利用者は、見守りを中心とし、必要に応じて声掛け、一部介助を行う。
- ⑤ 体力の低下に合わせ、機械浴と個浴の併用を検討し、身体への負担を最小限にする。また、皮膚トラブルの早期発見のための観察を強化する。

4) 排泄支援

- ① 利用者一人ひとりの排泄状況や生活リズムを把握し、適切な排泄支援を行う。
- ② 高齢利用者の中には、排泄の感覚が鈍くなり、トイレでの排泄が難しくなる方もいる。リハビリパンツやオムツの着用など、清潔保持を中心とした支援を行う。
- ③ 利用者の羞恥心やプライバシーに配慮しながら、丁寧な排泄支援を行う。
- ④ 排泄予測センサー等のICT機器導入を検討し、適切なタイミングでの誘導を行うことで、失禁による自尊心の低下を防ぐ。

5) 身だしなみ支援

- ① 起床時の寝ぐせ、衣類を整え、清潔感のある身だしなみを支援する。
- ② 涎が多い方や衣類を汚す方は、随時着替えを行い、清潔感を保てるようにする。

(2) 自治会支援

- 1) 利用者の主体性を尊重し、施設運営への参画機会を保障する。主権者意識の醸成として、選挙制度への理解促進と投票支援を継続する。
- 2) 毎日朝のミーティングを行い、普段の生活や施設について要望・相談を確認し、利用者が主体的に施設生活での問題を改善できるようにサポートする。
- 3) 国や地方での選挙では利用者全員に参加の希望を取り、事前の投票に必要な情報や書き方の練習を行い、利用者が地域活動へ参加できるよう準備を行う。

(3) 生活機能維持

1) 軽運動

利用者の生活機能維持を目的として、屋内外での歩行運動や音楽に合わせたリズム体操、利用者が楽しみながら参加できるレクリエーション活動を実施する。

実施にあたっては安全面に十分配慮し行う。これにより、筋力低下や関節拘縮の予防、転倒防止、日常生活動作の維持向上を図るとともに、心身のリフレッシュに繋げる。

重度障害者向けに、スヌーズレン（感覚刺激）や音楽療法、アロマセラピーを用いたリラクゼーションプログラムを定例化し、活動の選択肢を広げる。

2) 創作活動

① 創作活動の再定義を「魅せる」から「分かち合う」へ

コンクール等への出品が活動の理由になっている現状から、入選を狙うプレッシャーより、プロセスを重視し、個性の表現となる活動を提供する。

② 外部講師や高校、大学の美術部との連携を行い、従来の技法に捉われない「アール・ブリュット」的アプローチを導入する。

③ 重度者でも参加できるよう、感覚（触覚・視覚）を刺激する素材活用する。

④ 重度者向け「五感刺激型」プログラムの導入。

⑤ 季節に応じた制作活動（七夕飾り、クリスマス装飾、年賀状作成等）を取り入れ、利用者が楽しみながら参加できる環境を整える。材料や工程は個々の身体機能や理解度に配慮し実施する。

⑥ 創作活動を通じて手指機能の維持、集中力の向上、情緒の安定を図るとともに、集団活動としての協働制作を取り入れ、他者との関わりの機会を提供する。

地域主催の作品展や障がい者アート展へ創作活動で制作した作品を応募し、達成感と社会参加の機会を得る。本人の意向を尊重しながら取り組む。

3) 生産活動

体力の低下に合わせ、短時間かつ座ったまま行える「軽作業」や「施設内役割（環境美化等）」のメニューを新設する。

売り上げ重視ではなく、社会参画としての喜びを実感できる工夫（こども食堂等への配布等）を強化する。

① リサイクル活動

地域の協力を得て、空き缶やペットボトル、段ボール、雑誌、新聞紙などを回収し、リサイクル活動を行う。利用者は主に回収した物の選別作業に取り組んでいただく。働く場を提供することでそれによって収入を得て、買物も出来る喜びを感じていただく。

② 栽培活動

普段食べている野菜を育成することによって、食物を大切にする気持ちを養い、自然に触れながら野菜の成長や収穫を楽しむことを目的とする。

ビニールハウスでは、キュウリの苗を5本植え100本以上収穫、ナスの苗を3本植え50本以上収穫、ピーマンの苗を3本植え80個以上収穫、ミニトマトの苗を3本植え200個以上収穫する。

畑では、ジャガイモを男爵20kg、きたあかり20kg、メークイーン20kgの3種類を植え、収穫300kgを目標にし、サツマイモの苗を3本植え50kg収穫、枝豆を種から育て50本植え10kg収穫、トウモロコシを20本植え20kg収穫する。

利用者は種まき、苗植え、水やり、雑草取り、収穫作業に携わっていただく。

収穫した作物は、収穫祭で食事やデザートとして提供する他、販売所にて地域に販売する。

地域交流・地域貢献のため、収穫物をこども食堂などに提供する。

③ SDGsへの取り組み

缶回収に使用したビニール袋を洗浄し再利用する事で、処分料金の削減や施設でのポリ袋の購入を減らす。

作業で出た産業廃棄物は毎月処分し、作業場所の環境美化、整備に努める。

(4) 食事提供

1) 基本方針

利用者の加齢と身体状況の変化を適時把握し、栄養士・看護師・支援員が連携する給食会議を軸として、一人ひとりに合わせた「安全」と「栄養」を両立した食事を提供する。

2) 重点目標

① 個別の嚥下機能に合わせた食形態の適正化

誤嚥事故防止のため、きざみ食の危険性を再評価し、まとまりが良く視覚的にも食欲をそそる「ソフト食・凝集性の高い食事」への移行を推進する。

② 栄養状態の改善と残食の低減

野菜の摂取不足による貧血を防ぐため、調理法の工夫（軟らかく煮込む、ソース化等）や、必要に応じた栄養補助食品の導入により、確実な栄養摂取を支援する。

③ 五感を刺激する食事環境の提供（既存案の統合）

調理師による目の前での盛り付けや行事食、選択メニューの実施により、食べる意欲を醸成し、QOLの向上を図る。利用者の身体状況を把握し、栄養士・看護師・支援員が連携して、一人ひとりに合わせた、安全な食事を提供する。

3) 業務計画

① 野菜の残食が多い原因が、「噛みきれないから」なのか「味が嫌いだから」なのかを分析する。噛む力の低下が原因であれば、野菜をムース状にして型抜きした「再形成食」などを検討し、彩りを良くし食欲が湧きやすくしていく。

② 選択メニュー、時々行事食、毎月ビュッフェ形式の食事提供を行い、食べる楽しみの時間を提供する。

(5) 健康管理

1) 基本方針

利用者が安心・安全で健康に過ごす事ができるよう、健康に関する情報を収集・分析し、嘱託医・協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行う。

2) 重点目標

① 情報収集や医療機関とこまめに連絡を取り合う事により看護の知識・技術の向上に努め、利用者の状態に応じて冷静な判断と早期対応ができるよう努める。

② 利用者の日頃の健康状態を把握し、異変の早期発見に努め、必要に応じて専門医を受診する等、総合的な支援を行う。

③ 誤嚥性肺炎のゼロ化を目指した食支援の強化を図る。食事介助時の姿勢・食形態・一口量の見直しを多職種で行い、誤嚥リスクの低減を図る。また、口腔内の衛生管理を徹底し、感染源を抑制する。

3) 業務計画

① 摂食嚥下機能への直接的アプローチ

多職種（看護・支援・給食）による食事観察を定期化し、刻み・とろみ等の食形態の適正評価と、食事姿勢の再検討を行う。

よく噛まずにむせ込む利用者には、意識的な嚥下を促す声掛けや、一口量の調整等の具体的な介助技術の統一を行う。

② 口腔ケアの徹底

誤嚥性肺炎の直接的な原因は、口腔内の細菌であるため、誤嚥性肺炎予防のため、口腔ケアの質の向上を行う。

嘱託歯科医師による年2回の定期検診の他、歯科医や歯科衛生士による口腔内評価の実施する。

支援員への効果的な口腔ケア技術（保湿・清掃）の伝達を行う。

③ 栄養状態のモニタリング

アルブミン値などの血液データを分析し、低栄養状態にある利用者への早期介入（補助食品の早期導入）を行う

④ 支援員・ご家族との連絡体制

ア 支援員やご家族と利用者の健康に関する質問や相談に対応する。体調変化が見られた利用者に関して、こまめにご家族に報告する。

イ 受診の際に支援員に利用者の情報を共有・申し送りを行う。

ウ 施設で対応できない疾患や検査に関してはご家族に協力を依頼する。

⑤ 各医療機関・委託医との連絡体制の強化

日頃から各医療機関との良好な関係に努め、連絡を密に行う。

⑥ 各部門への情報発信

ア 利用者の体重の変動や定期健診での指摘事項、医師の指示等の情報を支援員に申し送りし、必要時は補助食品の検討や献立の見直しなどを各職種と協力して行う。

イ 可能な範囲での運動を確保し、肺活量の低下を防ぐ。

ウ 外気浴や軽い運動の機会を設け、生活リズムを整えて免疫機能の維持を図る。

⑦ 感染対策

ア コロナウイルスなどの国の方針・ガイドラインに沿って対応し、職員と利用者の健康維持を図る。

イ ガウンテクニックや嘔吐物処理の方法について職員全体にレクチャーする。

ウ 予防接種の推進のため、肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンの接種率維持と、未接種者への勧奨（ご家族への説明強化）。

エ 環境整備を強化し換気・湿度の適切な管理（特に冬場）と、共有スペースのこまめな清掃と必要に応じて消毒を行う。

オ BCP（事業継続計画）の訓練を行い、散発的な感染を拡大させないための、初動シミュレーションを実施する。

（６）社会活動参加支援

① 役割の再構築

生産活動（畑作・リサイクル）の強みを活かしつつ、重度者でも参加可能な「軽作業（選別・袋詰め等）」や「施設内役割（清掃・配膳補助等）」を個別に設定し、自己有用感（誰かの役に立っている実感）を育む。

② 地域連携の深化

収穫した作物の地域配布や、近隣住民との交流機会を創出し、施設内に留まらない社会参加の形を模索する。

③ 工賃の意義

稼いだ工賃を、後述する「買物支援」等で自ら使う機会と連動させ、経済的循環を体験する。

(7) 相談及び援助

① 非言語的コミュニケーションの構造化

発語が困難な利用者に対し、V O C A（音声出力機器）や視覚支援（写真カード）、表情・動作の観察記録（行動観察）を用い、本人の嗜好や不快な刺激をチームで共有する。

② 買物支援の個別化

支援員による代行を最小限とし、タブレット端末でのカタログ選択や、衣類等の移動販売（しまむら等）の回数を増やし、「自分で選ぶ体験」を日常化する。

③ アドボカシー（権利擁護）

本人の意向が汲み取りにくいケースでは、虐待防止委員会や外部の権利擁護機関と連携し、客観的な視点で最善の利益を検討する。

(8) 建物設備管理計画

1) 清掃

① 年2回、8月と12月に施設内の大掃除、ワックス掛けを行う。

② 施設内の大掃除の際には利用者が使用する椅子やテーブル等のメンテナンスを実施する。

③ 毎食後、食堂のテーブル・椅子の消毒、床の清掃を行う。

④ 日中活動後は、多目的ホールの椅子やテーブルの消毒、床の清掃を行う。

2) 廃棄物

① 毎月廃棄物を種別毎に分類し、処分・報告を行う。

② ゴミ集積場の塗装、環境整備を行う。

3) 建物・設備管理

① 環境のユニバーサルデザイン化

築40年の経過に伴う段差や建具の不具合を再点検し、車椅子利用の増加や歩行不安定（ふらつき）に対応した手すりの増設、防滑対策を計画的に行う。

② 感染症・合併症予防

免疫力低下に配慮し、清掃・消毒を「衛生管理マニュアル」に基づき徹底する。特に、空調設備の清浄化や湿度管理を行い、呼吸器系合併症の予防に努める。

③ 修繕の優先順位付け

定期点検に基づき、特に生活動線（トイレ・浴室・居室）の不具合を最優先で修

繕し、利用者の日常生活動作低下を環境面からバックアップする。

- ④ 定期的に建物・設備の点検、職員、利用者から不具合箇所の聞き取りを行う。

(9) 年間計画

月	施設行事	利用者支援関係・地域行事・その他
4	事業計画説明	防災訓練・地域道路清掃
5		防災訓練・前期健康診断
6	レクリエーション大会	防災訓練・前期健康診断
7	夏祭り	炊き出し訓練
8	大掃除	防災訓練・前期歯科検診
9		防災訓練・おいらせ町集団検診
10	感謝祭	防災訓練・おいらせ町集団検診
11	収穫祭	合同防災訓練・救急救命法訓練 おいらせ町集団検診 インフルエンザ予防接種 後期健康診断
12	忘年会 大掃除	防災教育 後期健康診断
1	お正月	防災教育・防犯訓練
2	節分	防災教育・後期歯科検診
3	ひな祭り	防災教育

(10) スキルアップ研修

- 1) 研修委員会、倫理委員会、感染対策委員会等と連携し、福祉サービスの知識向上や資質向上を図る。
- 2) 障害者虐待防止・身体拘束の適正化について必要な研修を実施し、虐待防止の意識向上を図る。感染症対策について、研修を実施し、正しい知識と理解を深める。

	研修内容		研修内容
4	事業計画読み合わせ 行動規範読み合わせ 障害特性の理解①	10	外部講師研修 (虐待拘束防止研修) 行動規範読み合わせ
5	外部講師研修 (虐待拘束防止研修)	11	感染症対策研修
6	障害特性の理解② 接遇マナーについて	12	個別支援計画書について①
7	障害特性の理解③ 感染症予防策について	1	個別支援計画書について② 接遇マナーについて
8	記録とアセスメント①	2	外部研修伝達研修①
9	記録とアセスメント②	3	外部研修伝達研修②

短期入所事業所 あかしや寮

1. 基本方針

(1) 「安心できる居場所の提供と、個々のライフスタイルに寄り添う支援」

1) 尊厳の保持と自己決定の尊重

利用者の趣味・嗜好、意思を最大限に尊重し、画一的ではない「その人らしい時間」を過ごせるよう、利用者本位のサービス提供に努める。

2) 施設機能の活用と連続性のある支援

併設する施設入所支援・生活介護事業と緊密に連携し、これまでの生活リズムを維持しながら、ご家族の介護負担軽減（レスパイトケア）と利用者の社会参加の両立を支援する。

2. 年度重点目標

(1) アセスメントの強化と個別ニーズへの対応

利用者・ご家族の細かな要望を丁寧に聞き取り、短期入所の限られた時間の中でも、自宅に近い環境や本人がリラックスできる支援体制を整える。

① 利用前の事前聞き取りシートの作製と活用、嗜好品や日課の把握、入所中の様子を伝えるとともに、返却品の返し忘れ防止のため「利用報告書」の充実を行う。。

(2) 地域連携の推進と新規利用者の開拓

相談支援事業所や地域の福祉機関に対し、空き情報や事業所の特色を積極的に発信することで、地域のセーフティネットとしての役割を果たし、稼働率の向上を図る。

① 事業所パンフレットの更新、地域連絡会への定期的な参加、見学受け入れの柔軟な対応。

(3) 信頼関係の構築とリピート利用の促進

新規利用者に対しては、特に「安心・安全・快適」を実感していただけるよう、入所中の細かな変化も見逃さない丁寧なケアと、ご家族との密なコミュニケーション（報告・連絡）を徹底し、継続利用へと繋げる。

① 初回利用後のフォローアップ連絡、満足度アンケートの実施、事故・ヒヤリハットの徹底防止による安全管理。

(4) 防災・安全対策の徹底

迅速かつ確実な安全確保に努める。併設施設と合同の避難訓練への参加、感染症対策マニュアルの遵守。

日中一時支援事業 あかしや寮

1. 基本方針

「安心・安全を基盤とした、地域生活を支えるレスパイトケアの提供」

利用者の心身の状況（生活習慣・健康状態・障害特性）を深く理解し、個々のニーズに寄り添った支援を行う。ご家族の介護負担軽減（レスパイト）を図るとともに、本人とご家族が「ここなら明日も利用したい」と思える、信頼関係を重視した運営に努める。

2. 年度重点目標

（１）アセスメントの徹底と安全な健康管理の推進

個別ニーズの把握：利用前の聞き取りを強化し、生活リズムや健康状態の変化をリアルタイムで把握する。

連絡体制の緊密化：連絡帳や送迎時の対話を通じ、ご家族との情報共有を密に行い、家庭と事業所のシームレスな支援を目指す。

リスクマネジメント：併設の障害者支援施設と連携し、急変時の対応シミュレーションや事故防止に向けたヒヤリハット事例の共有を月次で実施する。

（２）食物アレルギー及び医療的ケアへの柔軟な対応

個別対応の検討：食物アレルギーを持つ方の利用希望に対し、安易に断るのではなく、ご家族・栄養士・看護師を交えた３者協議を迅速に実施する。

安全な食事提供：誤食防止マニュアルの徹底と、代替食の提供可否についての基準を明確化し、安全性が担保された上での受け入れを検討する。

（３）権利擁護と虐待防止の徹底

職員研修の実施：虐待防止委員会を定期的開催し、職員の倫理観向上と権利擁護に関する意識啓発を行う。

不適切なケアの排除：言葉遣いや態度、プライバシーへの配慮など、利用者の尊厳を守る支援を徹底する。

（４）災害対策・感染症対策（ＢＣＰ）の実行力向上

事業継続計画の訓練：併設施設との合同防災訓練を実施し、災害時における日中一時利用者の安全確保と避難体制を再確認する。

日中活動支援センター わいわい

就労継続支援B型事業所 わいわい

1. 基本方針

利用者の無限の可能性を信じ、個人の意思及び人格を尊重した支援を行う。安全・健康管理を徹底した上で、多様な就労機会の提供を通じて、地域社会の一員として、心身とも健康で自立した生活を送れるように包括的に支援する。

2. 年度重点目標

(1) 個別支援の充実

利用者個々の心身の状況やニーズに基づいた作業マッチングを行い、安全かつやりがいを持って取り組める環境を整備する。

(2) 安定的な運営基盤の確保

相談支援事業所・特別支援学校等、関係機関との連携を深め、平均現員20名の維持・確保に努める。

(3) 工賃向上への取り組み

原価管理の徹底と販路拡大（移動販売・産直・外販）により、前年度比10%増の工賃向上を目指す。

(4) 職員の専門性向上

外部研修への積極的参加や事例検討会を実施し、障がい特性への理解を深め、根拠に基づいたサービスを提供する。

利用者個々の要望を取り入れた作業を安全に提供する。

3. 利用者支援

(1) 各作業種目業務計画

1) 椎茸栽培・販売

- ① 椎茸発生のための浸水、棚設置、収穫を利用者に作業として提供する。
- ② 収穫した椎茸は、移動販売、産直にて販売する。
- ③ 干し椎茸加工を行い産直にて販売、町内給食センターに定期的に納品する。
- ④ 令和8年度売り上げ目標 850,000円

2) 園芸・畑作

畑作では、きゅうり、ピーマン、玉ねぎ、長ネギ、じゃがいも、さつまいも、カラーミニトマトの栽培を行う。利用者へはじゃがいもの植え付けや、草取り等の作

業提供を行う。収穫した野菜は、惣菜調理で利用し、外販先や職員へ販売を行う。

利用者が達成感を感じられるように、じゃがいもやさつまいもは利用者とともに収穫する。

園芸では、地域の小中学校や認定こども園へ卒業式や入学式に合わせ、鉢花の販売を行う。利用者へは、鉢花運びや鉢拭き作業を提供する。年々少子化のため、受注数が減少していることもあり、販路拡大のため案内の送付先を増やし早めに送る。

3) 移動販売

事業所内にメニューを配布し、職員への販売強化に努める。一週間の販売額を5万円を目標とする。年間の売り上げは、前年度比10%増とする。

物価高騰のため、材料購入金額との収支を考慮し、販売額は適時変更して、赤字で販売しないように注意する。

4) 請負業務

地域の会社より委託を受け、ニンニクのほぐし、皮剥き、加工作業を行う。利用者は作業に使用する道具の準備、身の回りの準備、ニンニクの補充を自分で行う事で自発性を養い、作業後は片付けや清掃を行うことで協調性を身につける場とする。

皮剥き後のニンニクの選別、袋詰め、計量、検品作業も利用者へ提供し、自己肯定感を高める環境を増やす。

年間の売り上げ目標を10万円とする。

5) 清掃委託業務

清掃委託業務に携わる利用者を増やし、公共機関等の清掃を担えるように務める。

清掃委託業務を行う利用者支援は、チェックリストや写真付き手順書等を活用し、作業の視覚化を図ることで、利用者が自ら「できた」を確認できる体制を整える。

6) 飲食店（レストラン「味彩亭」）

味彩亭が入居している「ライフコミュニティーパーク三沢」利用者と職員への食事提供と配食業務を行う。

利用者が業務をスムーズに行えるように、接客を通じたコミュニケーション能力の向上と、調理補助（盛り付け・洗浄等）による役割意識の醸成を支援する。

事業所生産品を活用したメニュー開発により、地産地消を推進し、年間売り上げ増を目指す。

(2) 生活支援

地域社会で生活している事を念頭に置き、社会的ルール、食事マナー、身だしなみを重点的に日中生活能力の向上を図っていく。

(3) 就労支援

一般企業への就職希望者や、就労継続支援A型へ移行希望者には、その職業が身に付くよう、相談支援事業所等と連携を図り支援する。

(4) 食事提供

利用者にとって楽しみの一つである食事を、より楽しんで食べていただけるよう、食堂の環境を整える。

献立作りの参考となるよう、利用者の食事の摂取状況や意見等を栄養士へ伝えていく。

(5) 健康管理

- 1) 来所時、昼食後、退所時の検温を行い体調不良等の早期発見に努める。
- 2) 感染症防止の為、手洗いを徹底する。
- 3) 作業中の水分補給は時間を決め行う。摂取量の把握をし、熱中症予防に努める。
- 4) 体調不良時には直ぐ、ご家族へ連絡する。

(6) 社会活動参加支援

事業所周辺の側溝や道路の清掃で、職員から地域住民へ積極的に挨拶を交わすことで利用者が自発的に挨拶をし交流を促す。

(7) 相談及び援助

利用者、保護者からの相談には随時対応し、問題があった際には迅速に解決に向けての支援を行う。

(8) 設備備品管理計画

建物内外の異常に気付けるよう、毎日点検を行い、作業環境や備品の点検は作業開始前と終了後に行う。いずれも異常や破損があった場合は速やかに報告し修繕を行う。

(9) 防災・危機管理計画

定期的な避難訓練（火災・震災想定）の実施。

緊急連絡網の整備と、BCP（事業継続計画）に基づく災害時対応の周知。

ヒヤリハット事例の収集と分析による事故防止策の共有を行う。

(10) 虐待防止・権利擁護

法人内各事業所で構成されている、虐待防止委員会は定期的に開催されているため、委員会で協議された虐待事例や情報を事業所内で共有、虐待の未然防止に努める。

職員向け倫理綱領の再確認と、身体拘束適正化に向けた研修の実施。苦情解決制度の周知（意見箱の設置等）する。

(11) 地域交流・地域貢献

事業所だよりの発行による活動内容の公開。

地域行事への積極的な参加や、ボランティアを受け入れる。

(12) 年間計画

月	内 容	月	内 容
4	決起会	10	避難訓練（屋外想定）
5	環境整備（側溝掃除）	11	感染防止対策勉強会（手洗い）
6	避難訓練（屋内想定）	12	事業所内大掃除（ワックス掛け）
7	加工棟大掃除	1	正月遊び
8	事業所内大掃除（ワックス掛け）	2	節分
9	環境整備（事業所周り）	3	慰労会

(13) 研修計画

職員が福祉専門職として必要な知識を学習し、適確な支援を行うことを目的とする。各事業に必要な知識と技能を習得することで、工賃向上に繋げる。

月	内 容	月	内 容
4	各事業内容についての理解	10	虐待防止について
6	障害特性について	12	感染対策防止
8	椎茸管理について	2	接遇マナーについて

共同生活援助事業所 すみれハイツ

1. 基本方針

障害のある入居者が地域の一員として、安全、安心に共同生活を行えるよう支援する。入居者一人ひとりの障害特性、生活能力、意思を尊重しながら、可能なかぎり自立した生活の実現を目指す。

2. 年度重点目標

(1) 年齢や障害の重さに関わらず、地域の中で安心して暮らせる場を目指し、充実した生活を送れるよう、行事や外出等を企画し、楽しいと思える地域生活の場にする。

(2) 高齢となっても自分らしい生活を続けたいという意思を尊重し、入居者一人ひとりの意向とライフスタイルに合わせた支援を行う。必要に応じ、障害福祉と介護保険の両制度を柔軟に活用するなど、本人の希望を中心に据えた支援の構築に努める。

(3) 高齢化・重度化への対応強化をするため、医療連携・A D L維持

令和5年度改定で新設・拡充された「医療連携体制加算」や「入浴支援加算」を意識し、単なる「健康管理」から「身体機能の維持」や「夜間の安心感」へ取り組む。外部訪問看護ステーションとの連携強化、服薬ミス防止のため、薬カレンダーや電子管理の検討などを行う。

(4) 利用者の理解力や生活能力に応じ、金銭管理の方法を個別に検討する。

(5) 移動の自由と社会参加の促進（交通弱者への対策）

買物支援の定例化だけでなく、デマンド交通の利用方法の習得支援や、近隣住民との「顔の見える関係」づくりを行う。

(6) 意思決定支援と権利擁護

虐待防止委員会の定期開催、身体拘束廃止に向けた指針の整備、意思決定支援ガイドラインに沿った面談の実施する。

3. 利用者支援

(1) 生活支援

1) 入浴、排泄、衣類の管理等、日常生活に必要な支援を行う。

2) 金銭は原則本人管理とし、必要に応じて、職員による助言、見守りを行う。

3) お薬カレンダーや配薬ボックスの活用、必要に応じて一包化の導入など、本人の状況に合わせた「忘れない仕組み」を整える。また、多剤服用（ポリファーマシー）の有無を主治医・薬剤師と連携して確認する。

4) 入居者との日頃のコミュニケーションを大切にし、相談には迅速に対応する。

(2) 食事提供

世話人が入居者の嗜好を取り入れながら、栄養豊富で季節感を取り入れた家庭的な食事を提供する。

(3) 健康管理

1) 定期通院で、かかりつけ医に健康状態の確認、指導を受けながら体調管理に努める。

2) 緊急時対応として、救急連絡シートの作成・更新をし、正確な情報提供に努める。

(4) 社会活動参加支援

1) 地域とのつながりを大切にし、入居者が地域の一員として生活している自覚がもてるよう、地域行事への積極的な参加を行う。

2) 買物や外食時にスムーズに店員とやりとりができるように、助言、支援する。

(5) 移動支援の充実（交通不便対策）

グループホームは公共交通機関が少ない地域にあり、支援員の負担軽減と入居者のQOL維持を両立させるため、地域のボランティア、福祉有償運送、またはオンデマンド交通等の外部リソースの調査・活用。単なる送迎に留まらず、社会参加を維持するため、移動手段の確保を多角的に検討する。

(6) デジタル技術の導入（服薬・見守り）

服薬支援ロボットやスマートピルケースの導入検討。また、夜間の転倒リスク等に備えた見守りセンサーの活用により、プライバシーに配慮しつつ安全性を向上させる。

(7) BCP（事業継続計画）の具体化と地域連携

自然災害時における避難行動要領の再点検。入居者の避難・移送手段について、近隣住民や自治会との具体的な協力体制を合意形成する。

(8) 設備備品管理計画

1) 建物に破損、設備の不具合等があれば、迅速に対応を行う。

2) 冷暖房器具は、使用する前に正常に作動するか事前に確認を行う。

3) 敷地内の草刈り、除雪などの環境整備は、入居者、世話人、支援員が合同で行う。

(9) 行事

月	すみれハイツ・クリス	ベリー
4	花見	花見（館野公園）
5	いちご狩り	昼食会（まるまつ）
6	ボーリング大会	焼き肉パーティー
7	しじみ狩り	七夕パーティー
8	すたみな太郎へ外出	サクランボ狩り
9	道の駅散策	下田祭り見学
10	秋の味覚を楽しもう	ハロウィーンパーティー
11	大掃除	ボウリング（三沢ボウル）
12	忘年会	クリスマスのイルミネーション見学
1	初詣	初詣
2	節分	節分
3	慰労会	ひな祭り

放課後等デイサービス キッズハウス ピッピ

1. 基本方針

利用者一人ひとりの発達段階や障がい特性に応じ、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域すべてを網羅した個別支援計画を作成する。

本人主体の療育プログラムを通じて、自己肯定感の向上と、地域社会への参加（インクルージョン）を見据えた総合的な支援を行う。

2. 年度重点目標

（1）5領域を網羅した療育プログラムの充実を図り、新規利用者獲得、稼働率向上に努める。特に、利用者の自己決定を尊重したプログラム選択制を導入する。

（2）定期的に研修を実施することにより、職員一人ひとりが専門職としての知識を身に付け、責任感と主体性を持って支援にあたる。

（3）感染症予防対策、安全対策、環境整備などを徹底することで、利用者と職員が安全に且つ安心して過ごせる環境を守っていく。

（4）法令に基づき、保護者評価及び自己評価を定期的実施・公表し、その結果を真摯に受け止め、次年度のプログラム改善に直結させるPDA（計画・評価・改善）サイクルを確立する。

（5）学校、相談支援事業所、医療機関等との情報共有を密にし、切れ目のない支援体制（個別の教育支援計画との整合性）を構築する。

3. 利用者支援

本人支援に関わる以下の5つの領域について、利用者の心身の状態に配慮しつつ、全体のスケジュールに沿って支援を行う。

（1）日中活動

1）健康・生活

送迎時、来所時、食事前、おやつ前に検温し、記録票に体温と健康状態を記入する。職員の打ち合わせや申し送りで利用者の健康状態の把握を徹底する。

利用者が荷物整理や衣服の調整などを行う際、必要に応じてイラストや写真カードなどの視覚支援ツールを用意し、それを見ながら自分でできるよう支援する。

健康面、衛生面、危険予測について、ソーシャルスキルトレーニングを行い、食事、排泄、身だしなみなど日常生活における基本的動作の習得、定着を促す。

2) 運動・感覚

健康な体作りを目指し、日常生活に必要な筋力やバランス感覚を身に付けることができるよう、散歩、サッカー、キャッチボールなどの粗大運動を行う。

感覚の過敏、又は鈍麻を和らげるとともに、保有する感覚を十分に活用出来るよう、集団のグループ活動や余暇活動の場面で、遊びやゲーム的な内容を取り入れ、楽しく感覚統合を促していく。

トークンエコノミーシステムを用いて、がんばりカードにシールを貯めて、ごほうびとして好きな活動が出来るなど達成感を味わわせつつ、自己肯定感を高める。

3) 認知・行動

全体のスケジュールに加えて、一人ひとりの特性に合わせた個別スケジュールを用意し、見通しを持って活動できるよう支援する。

自立課題やグループ活動を通して、日常生活に必要な手指の運動機能を高めたり、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成を促したりする。

自立課題をスケジュールに組み込むことにより、活動中の静と動のバランスを保ち、心身の安定を図る。

一定時間着席して課題に取り組むことで学習習慣の定着を図っていく。

タブレット端末や視覚支援ソフト等のITC機器を適切に活用し、情報の整理や意思伝達を補助し、現代社会に適応するための基礎的な活用能力を育む。

4) 言語・コミュニケーション

一人ひとりの特性に応じて活動内容が理解出来るように、文字や絵を用いた視覚支援ツール、他者との会話ややり取りを吹き出しや簡単なイラストを使って整理して示すコミック会話などを活用した支援を行う。

グループ活動やお楽しみ会では、自分の考えを言葉や身振りサインで発表する場面、他者の発表を聞く場面を設定し、言語表現と理解の力を伸ばす。

職員との会話の中で、相互的なコミュニケーションスキルを学び、他者との望ましいやり取りを身に付けられるよう支援する。

5) 人間関係・社会性

自立課題やグループ活動でソーシャルスキルトレーニングを行うことで、社会性の基礎を育んでいく。

トークンエコノミーシステムを用いて、スケジュールやルールに沿って行動する力や集団参加の力を伸ばしていく。

余暇活動中に職員が利用者と一緒に遊び、その都度、行動のフィードバックや手本となるモデルを提示することで、社会性の発達を促し、仲間作りの力を伸ばす。

外出先で適切な行動が出来るよう、交通ルールや一般的なマナーについて事前に学習してから、公共の施設や近隣の商業施設などを利用し、地域の中で安心、安全に、そして楽しく活動する経験を積み重ねていく。

その他に、利用者が困った時に助けを求められるよう、ソーシャルスキルトレーニングで相談スキルを身に付けていく。

異年齢集団の中での役割分担（リーダーシップやサポート）を経験し、他者との共感性や協調性を高める。

(2) 余暇活動の充実

運動、レクリエーション、創作活動を通して、個人でも集団でも有意義な時間が過ごせるよう支援する。遊びの中で他者との関わり方を学び、自分を表現する力、人を大切にできる力を育てる。

1) 遊びの時間

鬼ごっこ、カードゲームなどの集団遊びを通じて、勝ち負け、成功や失敗を体験し、感情のコントロールや認知機能の向上を図る。

一人ひとりの興味関心に合う活動になるよう、バリエーション豊富な活動を提供し、勝っても負けても楽しく過ごす、失敗してもまた挑戦する力を育む。

2) 創作・文化活動

NHKハート展（応募締切未定9月頃の予定）に2名以上の作品を応募する。

利用者の興味関心のある物をアセスメントし、利用者が「やってみたい」と思えるような創作活動を提供し、「自分でできた」「一人で作れた」という達成感を味わうことが出来るよう支援する。

3) 調理活動

夏休み、冬休みの長期休業を利用し、冷たいデザート作りや蒸しパンやホットケーキなどの簡単なおやつ作りに取り組む。調理の時の身支度、調理方法、後片付けの手順を知り、自分で作って自分で食べる体験をし、日常生活に必要な調理のスキル向上を目指す。

4) 園芸活動

花壇にひまわりの種を植え、水やり、草取りなどの手入れをし、成長を観察するとともに季節の変化を感じる体験とする。

庭にブルーベリーやミニトマトの栽培をし、手入れとともに、収穫して食べる喜びも味わう。

(3) 安全対策

1) 送迎時の安全

送迎車の乗車時、降車時に車両の安全確認を確実にを行い、交通ルールやマナーを遵守して運転業務にあたる。

利用者の安全確保のため、シートベルトの着用確認を徹底するとともに、安全点検表を用いて、降ろし忘れ防止に努める。

降ろし忘れ防止装置を設置車両は、正常に作動したか確認の上で使用する。

年に1回以上、センサーやアラームが正常に機能しているか動作確認の安全点検を実施する。

自然災害や感染症発生時でも支援を継続できるよう、策定済みのBCPに基づいた具体的なシミュレーション訓練を年1回以上実施し、職員の対応力を強化する。

2) 防災・防犯訓練

年に3回、火事、地震、不審者に関する避難訓練を実施する。安全に避難できるよう、事前にイラストや絵カードを使って注意事項を確認して行う。

3) 感染症予防対策

感染者が出て後も継続して福祉サービスの提供が出来るよう、業務継続ガイドラインに沿って対応する。

利用者の検温、健康観察を行い、感染症などの早期発見に努める。規則正しい生活習慣の確立、手洗い、手指消毒の徹底、天候にあった衣服調整などの意識付けを行い、感染症予防に努める。

4) 環境整備

施設内外の整理整頓、清掃、不具合箇所の速やかな修繕をし、常に利用者が安心、安全に過ごせる環境作りに努める。

夏休み、冬休み前の年2回、大掃除を計画し、普段手入れが難しい場所の丁寧掃除や環境整備を重点的に行う。

(4) 虐待防止対策

虐待防止マニュアルに沿って、研修や年2回のセルフチェックを実施する。

常に利用者の人権の尊重、権利擁護の観点に立って支援を行い、打ち合わせや支援会議の場では、適切に支援を行っているか職員同士、振り返りを行う。

日常の業務や支援の課題について話し合う場を設け、職員が一人で悩みや困り事を抱え込まず、全員で共有する事によりストレスを軽減し、虐待防止に努める。

(5) 家族連携

保護者との面談を軸に、きょうだい児を含めた家族全体の困りごとに寄り添う。家庭での療育方法の提案や、将来の進路（就労B型や共同生活援助への移行等）を見据えた情報提供を早期から行う。

(6) 関係機関連携

利用者が在籍する学校の担任教諭、相談支援事業所の担当相談支援専門員、市町村福祉課担当者、保健師などと連携し、必要に応じて関係機関連携会議を実施し、関係各所での情報共有、共通理解を図っていく。

他の放課後等デイサービス事業所を併用している利用者に関しては、他事業所と実態把握や支援内容について共通理解し、関係各所で統一した支援を行うことが出来るよう配慮する。

(7) 学校との緊密な連携

放課後等デイサービスガイドラインに基づき、学校との「個別支援学級・通級指導教室」等での指導内容との整合性を図るため、連絡帳以外の手段（学校訪問、電話連絡）による定期的な情報交換を強化する。

4. 利用定員充足と利用率向上計画

特別支援学校、近隣の小中学校、市町村福祉課、相談支援事業所などから情報収集に努め、新規利用者獲得に繋げる。

事業所のPRとして、近隣のこども園、小学校の学童保育施設に事業所のポスターやパンフレットを配布し、長期休業中は体験会を計画、実施する。

利用者に対しては、毎月ピッピだよりを発行し、活動の様子を知らせるとともに、バリエーション豊かな支援プログラムを提供し、稼働率向上を目指す。

SNSやホームページを活用し、日々の活動風景や療育の効果を可視化して発信する（プライバシー保護を徹底した上で）。また、地域の未就学児世帯を対象とした「事業所開放デー」を実施し、早期の相談・利用に繋げる。

5. 年間計画

利用者が主体的に取り組める行事を提案し、利用者が自分達で考え、準備し、進行するといった体験が出来るよう支援する。

事業所外に出かけ、公共の施設や近隣の商業施設を利用し、地域での生活に必要なルールやマナーを学ぶ機会とする。

天候や感染症の流行状況によっては、時期や内容を変更して実施する。

	内 容		内 容
4	春を探そう（草花集め・お花見） がんばり目標発表会	10	お月見制作 動物ふれあい体験 ハロウィン 10月生まれ誕生会
5	子どもの日お祝い会 5月生まれ誕生会	11	美術館見学 11月生まれ誕生会
6	カワヨグリーン牧場遠足	12	クリスマス会 12月生まれ誕生会
7	ピッピ夏祭り 買物に行こう	1	お正月遊び 雪遊び 七戸養護学校作品展見学
8	冷たいデザートを作ろう 三沢航空科学館見学 8月生まれ誕生会	2	節分 バレンタインデー制作 2月生まれ誕生会
9	秋を探そう（昆虫・草花採集） 公園で遊ぼう	3	ひなまつり がんばった大賞表彰式 3月生まれ誕生会

6. 研修計画

より充実した支援を行うため、毎月職員研修を実施する。演習を取り入れ、実践的な研修を行う。

	内 容		内 容
4	放課後等デイサービスとは①	10	障がい特性と応用行動分析学①
5	放課後等デイサービスとは②	11	障がい特性と応用行動分析学②
6	アセスメントについて	12	感染症予防について
7	個別支援計画書について	1	ソーシャルスキルトレーニングについて
8	虐待防止について	2	合理的配慮とは
9	記録の取り方について	3	事例検討

相談支援事業所 あかしや寮

1. 基本方針

(1) 意思決定支援の深化

障害児・者の意思及び人格を尊重し、単なる希望の聞き取りに留まらず、本人が自ら人生を選択・決定できるよう「意思決定支援ガイドライン」に基づいた伴走型支援を行う。

(2) 地域共生社会の推進

適切な計画相談支援を通じて、福祉サービスのみならず、地域のボランティアや近隣の支え合い等のインフォーマルな資源への連結を強化し、豊かな地域生活を支える。

(3) 権利擁護と尊厳の保持

虐待防止及び権利擁護の視点を常に持ち、本人が不利益を被ることのないよう、専門的な知見に基づいた情報提供と相談対応を行う。

2. 年度重点目標

(1) アセスメントの質の向上

本人の「強み（ストレングス）」や「大切にしている価値観」を深く掘り起こすアセスメントを実践し、真のニーズを反映した計画書を作成する。

(2) 意思決定プロセスの可視化

サービス調整会議等において、本人の意向がどのように反映されたか、また、合意形成がどのようになされたかのプロセスを明確に記録する。

(3) 事務効率化による「対人時間」の創出

I C Tツールの活用や業務フローの見直しにより事務負担を軽減し、利用者と向き合い、対話するための時間を十分に確保する。

3. 業務計画

(1) 意思決定を支える計画作成とモニタリング

1) 本人の理解度に合わせて、写真、図解、視覚的ツール（コミュニケーションボード等）を活用した分かりやすい説明を行う。

2) モニタリング時には「本人の満足度」だけでなく、「新たな選択肢が提示されたか」「本人の意思が尊重されているか」を評価項目に加える。

(2) 地域生活支援拠点等との連携

- 1) 市町村や地域生活支援拠点と連携し、緊急時や将来の生活設計（親なき後等）に向けた具体的な備えを計画に盛り込む。
- 2) 自立支援協議会等の専門部会へ参画し、地域課題の共有と解決に向けたネットワーク構築に努める。

(3) 権利擁護・虐待防止体制の整備

- 1) 虐待防止マネージャーを中心に定期的な研修を行い、相談員の権利擁護に関する意識を高める。
- 2) 意思決定が困難な事例は、成年後見制度の活用検討など、関係機関と連携したチーム支援体制を整える。

(4) 適正な事務管理とBCPの実践

- 1) 請求の遅延・誤りがないようダブルチェック体制を徹底し、受給者証更新等の期限管理をシステムで自動化・可視化する。
- 2) 業務継続計画（BCP）に基づき、災害時や感染症発生時でも相談支援が継続できる体制（リモート面談の準備等）を整える。

各委員会活動

1. 安全管理委員会

(1) 基本方針

地震や火事、風水害、不審者対応に加え、新興感染症等の発生時でも、利用者・職員の生命を守り、福祉サービスを継続できる体制（ＢＣＰ）を確立する。また、ハード面の整備のみならず、利用者の人権に配慮した安全管理と職員の危機管理意識の向上に努める。

(2) 重点目標

1) 実効性の高いＢＣＰ訓練の実施

各事業所の特性（入所・通所・児童）に応じたシミュレーション訓練を行い、ＢＣＰの課題を抽出・改善する。

2) 多職種・地域連携の強化

相談支援事業所や自治体、近隣住民との連携を深め、災害時の情報共有体制を構築する。

3) リスクマネジメントの高度化

事故報告書やヒヤリハットを分析し、再発防止策を組織全体で共有する。

(3) 業務計画

1) 災害時だけでなく「感染症発生時」を想定したＢＣＰ訓練の実施。

2) 災害時情報共有システム（被災状況報告）の入力シミュレーションの実施。

3) 個別避難計画の策定推進

相談支援事業所と連携し、特に共同生活援助事業所や放課後等デイサービスの利用者の避難経路を再点検する。

4) 防犯訓練の高度化

さすまたの使用法だけでなく、通報装置の作動確認や、夜間等の少人数体制を想定した不審者対応訓練。

5) 安全確保と身体拘束の再検討

安全を守るための行動制限を最小限にするための環境整備。

6) 連絡網のデジタル化

災害時安否確認システムの導入検討、ＳＮＳ等を活用した緊急連絡訓練。

7) ハザードマップの再確認

最新の浸水想定区域に基づいた、各拠点（特に通所・デイ）の送迎ルート of 安全性評価。

8) 安全管理・虐待防止・身体拘束廃止の合同研修

安全管理と人権尊重をセットで学ぶ機会の創出。

9) 外部専門家によるサイバーセキュリティ対策の点検（個人情報の安全管理）。

- 10) 通所事業所利用者等の送迎時の安全管理（置き去り防止システムの再点検、車両事故防止）を行う。
- 11) グループホームの夜間や休日など、職員が少ない時間帯の火災・急病対応の具体的シミュレーション（近隣住民への協力要請フローの確認）を行う。
- 12) 災害時の利用者の安否確認におけるハブ（中心）としての役割を担う。

（４）年間計画

実施月	実施内容	訓練内容及び点検事項
４・５・６ ８・９・１０	避難訓練	避難誘導訓練、初期消火訓練、避難誘導放送訓練 スプリンクラー室、非常用発電機等の設備点検
７	炊き出し訓練	非常食提供訓練、防災器具の使用法確認 防災食の管理場所確認
１１	合同防災訓練 救急救命法訓練	A E D の使用法確認
１	防犯訓練	不審者対応訓練
２・３	防災教育	防災計画やＢＣＰの確認

2. 虐待・拘束防止委員会

(1) 基本方針

- 1) 障害者虐待防止法、障害者差別解消法、及び身体拘束廃止の三原則を遵守し、利用者の尊厳と権利を最優先する組織文化を醸し、利用者の自己決定を尊重する「意思決定支援」の視点を全事業に浸透させ不適切なケアの芽を摘み取る。
- 2) 虐待・身体拘束を「個人の資質」の問題ではなく「組織的な課題」と捉え、未然防止、早期発見、迅速な対応を徹底する。

(2) 重点目標

- 1) 虐待に至る前段階の不適切な関わりを職員間で共有・検討する体制を確立する。
- 2) やむを得ず身体拘束を行う場合の、切迫性・非代替性・一時性の厳格な運用と、解除に向けた具体的検討の実施。
- 3) 相談支援専門員や外部アドバイザー等との連携を強化し、事業所の閉鎖性を解消する。

(3) 業務計画

- 1) 虐待拘束防止に関わる研修を年2回以上行う。
- 2) 昭壽会が定める倫理綱領を職員に周知し、行動規範を遵守する。
- 3) 虐待防止セルフチェックを6月、12月に実施し、結果について評価・考察を行う。事案によっては虐待拘束防止委員会にて、原因分析と再発防止策に向けた検討会を行う。
- 4) 虐待拘束防止のための指針、マニュアル等の整備、更新を行う。
- 5) 人権侵害や虐待が疑われる事案が発生した際には、速やかに虐待拘束防止委員会を開催し、事実確認を行うとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(4) 年間計画

月	研修内容及び実施事項
4	行動規範読み合わせ
5	外部講師研修（虐待拘束防止）
6	上半期 虐待防止セルフチェック
10	外部講師研修（虐待拘束防止） 行動規範読み合わせ
12	下半期 虐待防止セルフチェック

3. 感染対策委員会

(1) 基本方針

施設内での感染症発生を予防するとともに、職員個々の「気づき」を組織で共有する仕組みを構築し、万が一発生した場合の拡大を最小限に抑える。

(2) 重点目標

1) 「いつもと違う」の早期発見

非言語的なサインを言語化し、見逃しゼロを目指す。

2) 法人内ネットワークの強化

事業所を越えた情報共有と応援体制を確立する。

3) 特定感染症（肺炎球菌等）への対策

過去の事例に基づき、高リスク層への配慮を徹底する。

(3) 業務計画

1) 「気づき」の共有ルールの徹底

- ・ 朝礼・申し送り時に、数値（体温等）だけでなく「表情」「活気」「食事量」などの変化を報告する項目を設ける。
- ・ 「変だな」と感じた際の報告先と相談フローを明確化したカードを全職員に配布。

2) 早期発見チェックリストの運用

- ・ 知的障害特性や高齢特性に応じた「感染症初期サイン・チェックリスト」を作成し、現場に掲示。

3) 事業所間アラートシステムの構築

- ・ 一箇所で感染者が発生した際、全事業所（入所・通所・グループホーム等）へ即時共有する連絡網を整備する。

4) BCPに基づく訓練の実施

- ・ 感染拡大による職員不足を想定し、他事業所からの応援職員の受け入れやゾーニングのシミュレーションを年2回実施。

5) 専門的研修と啓発活動

- ・ 県の感染防止対策チームの指導に基づき、肺炎球菌や最新の感染症トレンドに関する研修を実施。
- ・ 利用者本人及びご家族へのワクチン接種推奨と情報提供。

(4) 年間計画

月	実施内容及び実施事項
7	感染症予防策について
11	利用者等感染症発生時の対応訓練

4. 安全衛生委員会

(1) 基本方針

職員が心身ともに健康で安心して従事できるよう、リスクの早期発見と職場環境の改善を推進し、安全で快適な職場づくりを行う。これにより、利用者へ提供するサービスの質の維持・向上を図る。

(2) 重点目標

- 1) 労働災害、労働疾病の予防を行い、職員の安定した就労を支える。
- 2) 働きやすい環境作りを行う。
- 3) 野生生物（熊・カモシカ・スズメバチ・毒蛇など）及び気象災害による労働災害の「ゼロ」継続。
- 4) 感染症発生時における業務継続計画（BCP）の実行力強化と、職員の負担軽減。
- 5) 腰痛等の職業性疾病の予防（ノーリフティングケア等）の検討。

(3) 業務計画

- 1) 職員の健康管理のため、定期健康診断・ストレスチェックの実施及び受診勧奨。有所見者への再検査督促を行う。
- 2) メンタルヘルスのため、ハラスメント相談窓口の周知。高ストレス者への面接指導の調整を行う。
- 3) 事故防止・労働安全を維持するため、ヒヤリハット事例の収集・分析と対策。月1回の職場巡視による危険箇所の特定制を行う（落雪、路面凍結等）。
- 4) 野生生物・環境対策として、熊、カモシカ遭遇時の回避行動周知。スズメバチ防除。夏季の熱中症警戒アラートに基づく休憩・水分補給の指示徹底。
- 5) 感染症対策；職員及びご家族の発症時の報告ルート再確認。人手不足を想定した応援体制のシミュレーション。

(4) 年間計画

月	内 容
4	スズメバチの営巣点検と駆除体制の確認。
5	世界禁煙デー（31日） 定期健康診断
9	スズメバチの巣点検と駆除体制の確認
10	夜勤従事者健康診断
11	冬季安全対策（除雪作業時の安全確保、凍結箇所のマップ共有）
2	ストレスチェック実施

5. 交通安全委員会

(1) 基本方針

利用者が安心してサービスを受けられる移動環境を構築する。事故を個人の責任に帰さず、ハード・ソフト両面の仕組みで防ぐ「ノーブレイム文化（非難しない文化）」を醸成し、職員の心理的安全性を担保する。また、寒冷地特有の自然災害リスクに対する予見性を高め、地域から信頼される安全な福祉拠点を目指す。

(2) 重点目標

- 1) 運転時のヒヤリハットを吸い上げ、危険の早期把握と対策をする。
- 2) ドライブレコーダーを活用した事例検討を行い、安全で余裕のある運転を行う。
- 3) 置き去り・事故防止の為、乗車・降車のダブルチェックを徹底する。
- 4) 一時停止・交差点安全確認の徹底し、追突・出会い頭事故ゼロを目指す。
- 5) 車両感覚の習得につとめ、内輪差・後退時の自損事故を仕組み（バックモニター活用や添乗員誘導等）で防ぐ。

(3) 業務計画

- 1) 春～ヒヤリハットの報告方法を整える。
- 2) 置き去り防止のダブルチェック。
- 3) アルコールチェックを徹底する。アルコール検知器の有効期限確認と、全職員への測定・記録手順の再教育を実施する。
- 4) 夏～置き去り装置の点検。ヒヤリハットの間中まとめを行う。
- 5) 秋～危険予知トレーニング実施。
- 6) 冬～事故やヒヤリハットの年間分析を行う。

(4) 年間計画

月	実 施 事 項		
4	トラック（ライトエース）車検	10	ハイエース（シルバー）車検
5	全車両夏タイヤへ交換	11	全車両冬タイヤへ交換
8	ルーミー（シルバー）車検	2	キャリー車検
9	安全運転管理者講習 ハイエース（白）車検	3	ハイゼット車検

6. 広報・地域交流促進委員会

(1) 基本方針

法人内の活動を地域社会やご家族へ可視化し、相互理解に基づく信頼関係を構築する。また、地域資源の一員として積極的に社会参加し「障害の有無に関わらず、共に暮らす地域づくり」を牽引する。あわせて、デジタルツールを活用し、魅力ある職場情報を発信することで人材確保にも繋げる。

(2) 重点目標

1) 多角的な広報による認知度向上

広報誌に加え、SNSやホームページを活用し、法人の専門性や利用者の日常をタイムリーに発信する。

2) 地域課題への貢献と交流

行事参加に留まらず、法人の持つ専門的機能を地域に開放し（相談・研修等）、地域社会の拠点としての役割を果たす。

3) 情報アクセシビリティの推進

知的障害者本人や高齢者にも伝わりやすい「やさしい広報」を実践する。

(3) 業務計画

1) 広報媒体の多角化とアクセシビリティの向上

① 「やさしい日本語」の導入

広報誌や館内掲示物に、知的障害のある利用者本人や高齢者にも伝わりやすい写真・ピクトグラム・平易な表現を採用し、情報アクセシビリティを確保する。

② デジタル広報の強化

ホームページをスマートフォン、SNS等を活用して、利用者の日常や行事の様子をタイムリーに発信する。

地域共生社会の拠点としての交流促進を図る。

2) 「地域インフラ」としての貢献

地域の防災訓練や清掃活動に積極的に参加し、災害時には福祉避難所として機能するための顔の見える関係性を構築する。

専門機能の地域還元： 相談支援や各事業所の知見を活かし、近隣住民や他法人を対象とした「福祉ミニ講座」や「公開研修」を企画・実施する。

3) 障害福祉の次世代の担い手育成とリクルート広報

戦略的な実習・ボランティア受け入れ： 単なる受け入れに留まらず、学生や中高生を対象とした「福祉の仕事魅力体験プログラム」を構築し、将来の担い手確保に繋げる。

4) 社会参加の可視化と工賃向上

地域店舗・イベントへの参画を通し、就労継続支援B型の自主製品や生活介護の創作活動を、地域の文化祭や店舗で展示・販売し、利用者の社会参加と工賃向上を両立させる。

事業所の見学や体験学習を随時受け入れ、障害への理解を深める「開かれた施設」作りを推進する。

5) 法人主催行事による「地域ファン」の創出

「地域感謝祭」のアップデートを行い、利用者・ご家族・近隣住民が共に楽しむ場を創出し、法人が地域の一員として不可欠な存在であることを再認識していただく機会とする。

(4) 年間計画

月	行 事 及 び 実 施 事 項
7	広報誌の構成等の検討会、原案作成
9	広報誌発行
10	感謝祭の開催
1	広報誌の構成等の検討会、原案作成
3	広報誌発行

7. 倫理委員会

(1) 基本方針

障害のある人が、人としての尊厳が守られ、いかなる場所、場合でも差別されず生きていく権利がある。職員一人ひとりが自覚するとともに行動規範の確認等についての研修を実施し、全職員が周知し資質向上を図り、質の高いサービス提供ができるように努める。

(2) 重点目標

1) 意志決定支援の推進

利用者一人ひとりの能力や障害特性を理解し、本人の意向を尊重した選択肢の提示と合意形成を支援する。

2) 権利擁護と虐待防止

いかなる場合でも利用者の尊厳を守り、身体拘束の原則廃止及び不適切なケア（グレーゾーン）の排除を徹底する。

3) プライバシーと環境整備

生活のあらゆる場面において、プライバシー保護と一人の大人としての敬意を持った丁寧な支援（言葉遣い・態度の見直し）を心掛ける。

(3) 業務計画

1) 行動規範の読み合わせに加え、チェックリストを用いた自己点検を半期ごとに実施する。

2) 虐待防止・身体拘束防止委員会定期的に合同委員会を開催し、ヒヤリハット事例に潜む「権利侵害」の種を早期に発見・分析する。

3) 苦情・要望の多角的な分析とフィードバックを行うため、苦情解決責任者および第三者委員と連携し、事案の調査・検証結果を全現場の改善に直結させる。

4) 倫理・権利擁護研修を研修委員会と連携し「虐待防止」「意思決定支援」「強度行動障害と人権」等の研修を実施する。

5) 各事業所の枠を超えた、相互点検を実施し、組織の硬直化を防ぐ。

(4) 年間計画

月	研 修 内 容 及 び 実 施 事 項
4	行動規範読み合わせ
5	外部講師研修（虐待拘束防止）
10	外部講師研修（虐待拘束防止） 行動規範読み合わせ

8. 研修・教育委員会

(1) 基本方針

より良い支援のため、職員一人ひとりの専門知識と実践技術の向上を図る。特に「意思決定支援」を全ての支援の根幹に据え、利用者の尊厳を保持し、「地域共生社会」の実現に寄与する組織文化を醸成する。

「生産性向上」と「多様な働き方」に対応した研修体制を構築し、全職員の自己研鑽を支援する。

(2) 重点目標

1) 意思決定支援の体系的習得

知的障害特性の深い理解に基づき、本人の意向を尊重した支援（合理的配慮の提供）ができる専門性を養う。

2) 権利擁護・虐待防止の徹底

不適切なケアの芽を摘むための「心理的安全性の高い職場づくり」と、虐待防止委員会の点検結果を研修にフィードバックする体制を強化する。

3) 地域生活移行と地域支援の強化

施設内完結型ではない、「地域連携」や「社会資源の活用」に関する知識を深め、利用者のQOL向上を目指す。

4) ICT活用による研修環境のDX化

動画配信やEラーニングを導入し、「勤務形態（パート・交代制等）に左右されない受講機会」を保障する。

(3) 業務計画

1) 「第7期障害福祉計画」に連動したテーマ研修の実施

① 意思決定支援ガイドラインに基づくケーススタディ（全事業所合同）。

② 強度行動障害への組織的対応スキルの標準化。

2) ハイブリッド研修システム（録画・オンデマンド）の運用

外部講師研修をアーカイブ化し、当日勤務者やパート職員が隙間時間で受講できる環境を整備する。

3) 専門資格取得とキャリアパスの連動

社会福祉士・介護福祉士、相談支援従事者研修等の公的研修への参加を戦略的に促し、法人全体の専門員比率を高める。

4) 他機関連携・多職種連携の促進

相談支援事業所や地域の保健医療機関との合同研修を企画し、「地域共生社会」における法人の役割を再確認する。

5) 生産性向上と業務効率化の研修

記録のデジタル化やICTツールの活用研修を行い、「直接支援時間の確保」と職員の負担軽減を同時に実現する。

6) 外部研修の成果還元

受講後の伝達研修では、単なる知識共有ではなく「自部署の支援をどう変えるか」という具体的な改善提案（アクションプラン）の提出を求める。

（４）年間計画

	研 修 内 容		研 修 内 容
4	障がい特性の理解①	1 0	外部講師研修（虐待拘束防止）
5	外部講師研修（虐待拘束防止）	1 1	感染症対策研修
6	障がい特性の理解②	1 2	個別支援計画書について①
7	障がい特性の理解③	1	個別支援計画書について②
8	記録とアセスメント①	2	外部研修伝達研修①
9	記録とアセスメント②	3	外部研修伝達研修②

9. 福祉サービス向上委員会

(1) 基本方針

利用者一人ひとりの尊厳と意思決定支援を柱とし、地域共生社会の実現に向けて、科学的根拠（エビデンス）に基づいた質の高いサービスと、安全・安心な生活環境を継続的に提供する。

(2) 重点目標

1) 意思決定支援の徹底と個別最適化

利用者の意向を汲み取るためのアセスメント能力を向上させ、個別支援計画への反映精度を高める。

2) サービス品質の客観的評価と透明性の向上

満足度調査及び自己評価の結果を分析し、改善を定着させる。

3) 専門性と倫理観を兼ね備えた人材の育成

接遇マナーに加え、権利擁護・虐待防止・合理的配慮に関する深い理解を持つ職員を育成する。

4) 生産性向上とICTの活用

ICTツールの活用により、記録業務を効率化し、利用者と向き合う直接支援の時間を創出・質を向上させる。

(3) 業務計画

1) 多角的な満足度調査の実施とフィードバック

利用者・ご家族アンケートの実施。調査結果を公開。改善策を報告する。

2) 「福祉サービス第三者評価」への対応、または自己評価の高度化

各事業の特性に応じた評価指標の策定を行う。

身体拘束廃止防止チェックリストとの連動による環境点検を行う。

3) 体系的な職員研修の開催

接遇・マナートレーニングを継続する。意思決定支援ガイドラインに基づいた事例検討の実施。虐待防止・権利擁護に関するコンプライアンス研修の実施。

4) 「利用者参画型」のサービス評価

利用者が自らの生活やサービスについて「自治会」の定期開催支援。

(4) 年間計画

月	研修内容及び実施事項
6	接遇マナーについて（研修）／基本動作と身だしなみ
9	福祉サービス自己評価実施 利用者満足度アンケート実施 集計・報告
1	接遇マナーについて（研修）／言葉づかい・コミュニケーション

10. サステナブル委員会

(1) 基本方針

エネルギーコスト、オフィスコストの2点を重点的にコスト削減を目指す。環境負荷を減らすだけでなく、それを仕事として取り組む環境的サステナビリティ、経営基盤を安定させ、利用者に還元する仕組みを導入する経済的サステナビリティ、利用者と職員の双方が健康に活動し続けられる、環境整備を行う人的資源のサステナビリティを実施する。

(2) 重点目標

「当然のようにあるもの・使い放題・紛失しても問題ない」という悪しき意識をなくし、一人ひとりの意識改革を促す。無理に経費を削るのではなく、現状を正しく把握し、必要な支出と削れる部分を見極めながらバランスよく改善していく。コストカットした部分は削減のみでなく、活用できる場を設ける。「良いことをする」というフェーズから「活動自体が利益を生み、社会貢献に直結する」という循環を完成させる。

(3) 業務計画

- 1) エネルギーコスト内の運用改善として、空調の設定温度の見直し、使用していない場所の照明を消す、パソコンやプリンターなどの機器は退社時や使用しない際に必ず電源をオフにするよう声かけを実施。

オフィスコストのコスト削減として、必要な消耗品をリスト化し無駄な購入を避ける。ペーパーレス化も見通しを立てる。

- 2) まとめ買いの検討や購入先の業者や販売店の見直しを検討。オフィスコストを見直すには、何にどれだけの費用がかかっているのかを明確にしなければならない為、台帳管理を徹底する。目に見えて節約の意識を向けていただく為、ポスターや注意書きを掲示する。

- 3) 給食で発生した野菜くずや果物の皮や事業所内で集めた落ち葉、草などをコンポスト化させる。

堆肥を利用し、生活介護で行っている栽培活動にて使用し販売や給食利用へ活かす。

- 4) A I や自動化ツールを導入し、職員の事務負担軽減。直接支援時間の確保。
- 5) 個々の特性に合わせた補助器具やソフトウェアの導入。ユニバーサルな職場環境の整備を行う。
- 6) 全照明のLED化、送迎車両のEVへの転換を検討し、インフラ整備を行う。

(4) 年間計画

月	内 容
随時	抜き打ち見回り
7	夏の節約「冷房機の節電」
10	冬の節約「暖房機の節電」

1 1 . 合理的配慮委員会

(1) 基本方針

障害の特性（知的、視覚、聴覚、肢体）に関わらず、利用者が自らの意思を表明し、尊厳を持って社会参加（生活・就労）できる環境を構築する。合理的配慮を「本人の権利」、提供を「法人の法的義務」と再定義し、組織的な意思決定プロセスを確立する。

(2) 重点目標

1) 意思疎通の保障

発語のない利用者や重度者の、微細な拒否や希望のサインを組む体制を整える。

2) 就労・活動環境のバリアフリー化

作業工程や生活空間の物理的・情動的な障壁を、ITCや補助具を用いて解消する。

3) 職員の意識平準化

全職員が、合理的配慮と不適切なケアの境界線を理解し、共通の判断基準を持つ。

(3) 業務計画

1) 意思決定支援アセスメントの実施

話せない利用者に対し、視線、表情、動作による意思表示サインを多職種で統一し、支援計画に明記する。

2) 就労B型：作業環境の再構築

視覚障害・聴覚障害・知的障害の特性に合わせ、「見ればわかる・触ればわかる」ジグ（補助具）や写真手順書を導入する。

3) 建設的対話プロセスの記録

要望に対し「できない」と即答せず、委員会で検討し、代替案を提示した過程を「合理的配慮記録簿」として残す。

4) 専門研修（年4回）

我がままと合理的配慮の違いをテーマにした事例検討会を開催し、現場の心理的ハードルを下げる。

5) 外部知見の導入

視覚・聴覚障害の専門機関と連携し、車椅子利用者や重複障害者が安全に、かつ主体的に動ける動線評価を受ける。

(4) 年間計画

月	実 施 内 容
5	合理的配慮とは
1 1	事例検討

1 2 苦情解決・ハラスメント受付

1. 苦情解決

(1) 基本方針

社会福祉法第82条に基づき、利用者及びご家族からの苦情に対し適切かつ迅速な解決に努める。

特に、重度の知的障害や意思疎通の困難な利用者に対しては、本人の表情、行動、体調の変化を「言葉にならないメッセージ」として受け止める。利用者一人ひとりの意向を尊重し、権利擁護と意思決定支援を軸とした質の高いサービス提供を目指す。

(2) 重点目標

- 1) 意思疎通困難な利用者の不満や要望を早期に察知するための体制構築。
- 2) 苦情や要望を、単なる解決業務ではなく「サービスの質向上」のための貴重なデータとして全職員で共有する。
- 3) 第三者委員による定期的な巡回・ヒアリングを実施し、閉鎖性を排除した透明性の高い運営を行う。

(3) 業務計画

1) 多様な意思表示への対応と周知

- ・ 苦情ボックスの設置に加え、絵カードや写真を用いた「意思表示ツール」を配置する。
- ・ 視覚・聴覚障害、発語のない利用者に対し、触覚や視覚的支援（手話、筆談、写真掲示等）を用いた分かりやすい周知を行う。

2) 能動的な実態把握（アウトリーチ型ヒアリング）

- ・ 苦情ボックスの確認（週1回）に加え、苦情受付担当者が定期的に各居室・作業場を巡回し、利用者の表情や生活動作の変化をモニタリングする。
- ・ 入所・通所など各事業所の「ヒヤリハット報告」から、苦情に発展する可能性のある事案を抽出する。

3) 多角的な解決プロセスと再発防止

- ・ 苦情発生時は、本人・ご家族だけでなく、必要に応じて虐待防止委員会と連携し、支援内容の検証を行う。
- ・ 解決にあたっては「意思決定支援ガイドライン」に基づき、本人の最善の利益を考慮した合意形成を行う。

4) 記録と共有

受け付けた苦情・要望・「声なき不満」は全て記録し、個人情報に配慮した上で職員会議及び第三者委員へ報告し、再発防止策を事業計画にフィードバックする。

(4) 年間計画

- 1) 苦情受付担当者・第三者委員・苦情解決の仕組みについて説明する。

2) 外部講師によるハラスメント研修の実施をする。

2. ハラスメント対策

(1) 基本方針

パワハラ、セクハラ、マタハラ等の防止に加え、利用者・保護者等からのカスタマーハラスメントを排除し、職員が心身ともに健康で、専門性を発揮できる職場環境を整備する。また、ハラスメント事案発生時には、被害者のプライバシーを厳守し、迅速かつ厳正に対応する。

(2) 重点目標

1) 「ハラスメント＝虐待の芽」の認識徹底

全職員がハラスメントの定義を再確認し、自身の言動を省みる機会（セルフチェック）を持つ。

2) カスタマーハラスメント（カスハラ）対策の確立

福祉サービス提供者として「受容すべき要望」と「拒否すべき不当要求」の境界線を明確にする。

3) 相談窓口の機能強化と心理的安全性の確保

「相談しても不利益を被らない」という信頼関係を構築し、潜在的な問題を早期に吸い上げる。

(3) 業務計画

1) 体制整備

相談窓口を男女複数名で構成し、社労士による「外部通報窓口」を周知する。

2) 規定・マニュアルの整備

カスハラ対応マニュアルを策定し、事業所内掲示等で利用者・保護者へも法人の姿勢を表明する。

3) 実態調査

全職員を対象とした無記名の「職場環境アンケート」を年1回実施し、リスクを可視化する。

4) 委員会連携

虐待防止委員会と合同会議を定期開催し、ストレスチェック結果等の情報を共有（個人特定不可の範囲）する。

13. 業務改善委員会

(1) 基本方針

利用者の生活の質（QOL）向上と、職員が支援に専念できる環境の構築を両立するため、最新のテクノロジー（ICT・生成AI）の活用と、業務の「分業化・標準化」を推進する。

「文章作成」の負担を技術で補い、利用者の高齢化・重度化に対応できる、持続可能なチーム体制を確立する。

(2) 重点目標

1) 「書かない・打たない」記録体制の構築（文章作成の負担軽減）

生成AIや音声入力、選択式記録ツールを導入し、文章作成時間を削減する。

2) 直接支援と間接支援の完全分離とマニュアル化

パート職員や外国人介護員が即戦力となるよう、周辺業務（清掃・洗濯等）を「見える化」し、専門職が直接支援に集中できる時間を最大化する。

3) 外国人材受け入れ環境の整備（多言語・視覚化）

言語の壁を越えるため、写真や動画を活用した「見てわかる手順書」を整備し、支援の質を均一化する。

4) 重度化・高齢化に伴う身体的負担の軽減

移乗介助等の身体負荷を調査し、福祉機器（リフト、センサー等）の導入検討により腰痛ゼロを目指す。

(3) 業務計画

1) 記録・計画書作成のDX化（文章苦手対策）

・ 生成AI活用

箇条書きや音声メモから、個別支援計画の原案や日報を自動生成するフローの試験導入。

・ 定型文の共通化

誰が書いても質の高い記録になるよう、状況に応じた「選択式フレーズ」をシステムに登録。

2) 業務の棚卸しと役割分担の最適化

・ 「間接支援」の標準化

外国人介護員・パート職員向けの業務範囲を明確化。

・ マニュアルの動画化

文字による説明を最小限にし、スマホやタブレットで確認できる「1分動画マニュアル」を作成。

3) 現場からのボトムアップ改善

・ 改善提案制度の運用

現場の「無駄・無理・ムラ」を提案できる環境の整備。

・ 好事例の共有: 各事業所で成功した改善事例を、委員会を通じて法人全体に展開。

(4) 年間計画

月	実 施 内 容
4 ～ 5	【現状把握】 記録作成にかかる時間の計測。 文章作成への苦手意識に関する職員アンケート実施。
6 ～ 7	【ツール選定】 生成 A I 、音声入力、福祉用具のデモ実施と試験導入箇所の決定。
8 ～ 1 0	【環境整備】 外国人介護員向けの「図解・動画マニュアル」の第一弾作成。
1 1 ～ 1 2	【中間評価】 導入ツールの使用状況確認と、直接支援時間の増加状況のヒアリング。
1 ～ 3	【成果集約】 改善結果の数値化（残業時間削減、直接支援増）と、次年度に向けた課題整理。年間を通して必要時改善策を検討していく。

14. 給食委員会

(1) 基本方針

利用者の加齢、嚥下機能、基礎疾患等の心身状況に即した、安全で「目でも楽しめる」食事を提供する。

ライフステージに応じた栄養管理（児童の食育～高齢者のフレイル対策）を行い、低栄養及び過栄養の早期改善を図る。

食事を通じた自己決定（選択食・ビュッフェ）の機会を増やし、利用者の生活の質（QOL）を向上させる。

(2) 重点目標

1) 食事形態の視覚的改善（「彩り」の追求）

刻み食の茶色くなりがちな見た目を改善するため、ソフト食やムース食、成形ゼリー食を導入し、食欲増進と誤嚥防止を両立する。

2) フレイル・低栄養対策の強化

50歳以上の利用者及び急激な体重減少者に対し、毎月の体重測定に基づく個別モニタリングを実施。栄養士・看護師と連携した早期介入を行う。

3) 「選ぶ楽しみ」と「残食削減」の同時達成

選択メニューやセレクトビュッフェを月1回以上実施。また、野菜の調理法（カットサイズや味付け）を嗜好調査に基づき見直し、残食率を前年度より削減する。

(3) 業務計画

1) 嗜好調査及び残食調査の実施（年2回＋スポット調査）

選択メニュー実施時に「満足度アンケート」を同時実施し、次回の献立に即座に反映させる。

2) 専門研修の多層化（年2回以上）

誤嚥性肺炎予防に加え、最新の「ソフト食調理技術」や「食事介助技術」の研修を行い、全スタッフのスキルアップを図る。

3) 多職種連携会議（ミールカンファレンス）の定例化

現場支援員と調理部門が直接対話する機会を設け、盛り付けの工夫や提供温度の改善を協議する。

(4) 年間計画

月	実 施 内 容
4	年間行事食・セレクトメニュー実施計画の策定
6	第 1 回 嗜好調査 残食実態調査（特に野菜類）
8	食育・夏祭り行事食（放課後デイ連携）
9	施設内研修：「誤嚥性肺炎予防と最新の食事介助」
1 1	調理技術研修（見た目を損なわないソフト食の作り方）
1 2	第 2 回 嗜好調査 冬のセレクトビュッフェ実施
2	次年度に向けた「嚥下段階別食形態マニュアル」の見直し
3	年間実績評価（体重推移・残食率の集計・分析）

